

平成31年（2019年）

第1回定例会

議案の内容

町田市議会事務局調査法制係

042-722-3111
内線 4717・4718

第1版 2019.2.14 調製

平成31年(2019年)第1回町田市議会定例会日程一覧表

※2月13日(水)告示 議案配付 議会運営委員会

月	日	曜日	会議種別	摘 要	備 考
2	20	水	本 会 議 議会運営委員会	平成30年度包括外部監査の結果報告書の説明について 第38号議案 ————— 提案理由説明 — 質疑 — 表決 第30号議案～第34号議案 — 提案理由説明 — 質疑 — 付託 第1号議案～第6号議案 — 提案理由説明 — 質疑 — 付託	請願・陳情受付締切 午後5時
			常任委員会	総務・健康福祉・文教社会・建設	4常任委員会同時開催
	21	木	議事整理		
	22	金	本 会 議 議会運営委員会	常任委員会審査報告 ————— 質疑 — 表決 市長の施政方針 第7号議案～第29号議案、 第35号議案～第37号議案、 第39号議案、第41号議案 — 提案理由説明 第40号議案 — 提案理由説明 — 質疑 — 表決	
				23	⊕
	24	⊖			
	25	月	議案説明会		
	26	火	全員協議会		代表・個人質疑通告締切 午後3時
27	水	議事整理		一般質問通告締切 正午 一般質問打ち合わせ 午後2時～午後5時	
28	木	議事整理		一般質問打ち合わせ 午前10時～午後5時	
3	1	金	議事整理		
	2	⊕			
	3	⊖			
	4	月	議事整理		
	5	火	議事整理		
	6	水	議事整理		
	7	木	本 会 議 議会運営委員会	第13号議案～第29号議案、 第35号議案～第37号議案、 第39号議案、第41号議案 第7号議案～第12号議案 ————— 質疑 — 付託 請願及び陳情の付託報告 (代表・個人)	議員提出議案提出締切 午後零時50分
				8	金
	9	⊕			
	10	⊖			
	11	月	常任委員会	総務・健康福祉	
	12	火	常任委員会	文教社会・建設	
	13	水	常任委員会	文教社会・建設	
	14	木	常任委員会	常任委員会予備日	
	15	金	本 会 議	一般質問	

月	日	曜日	会議種別	摘 要	備 考
3	16	⊕			
	17	⊕			
	18	月	本 会 議	一般質問	
	19	火	本 会 議	一般質問	午後 1 時 3 0 分～
	20	水	本 会 議	一般質問	
	21	⊕			
	22	金	本 会 議	一般質問	午後 1 時 3 0 分～
	23	⊕			
	24	⊕			
	25	月	議 事 整 理		委員会提出議案提出締切 午後零時 5 0 分 即決請願・委員会提出の 議員提出議案提出締切 午後零時 5 0 分
	26	火	議 事 整 理		
27	水	議 事 整 理			
28	木	本 会 議 議会運営委員会	常任委員会審査報告 ————— 質疑 — 表決 議員提出議案 ————— 提案理由説明 — 質疑 — 表決 請願及び陳情の付託報告		

平成31年第1回定例会は、2月20日（水）に招集され、3月28日（木）までの37日間の会期で開かれます。

審議される案件は、予算12件、条例13件、その他が16件となっています。

予算案は、平成31年度（2019年度）町田市一般会計予算などが上程されています。条例案は、町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例などが上程されています。

その他、市民から提出された請願等が上程されます。

◆ 議案の内容 ◆

- 第1号議案 平成30年度（2018年度）町田市一般会計補正予算（第4号）
- 第2号議案 平成30年度（2018年度）町田市国民健康保険事業会計補正予算（第3号）
- 第3号議案 平成30年度（2018年度）町田市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第4号議案 平成30年度（2018年度）町田市介護保険事業会計補正予算（第2号）
- 第5号議案 平成30年度（2018年度）町田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）
- 第6号議案 平成30年度（2018年度）町田市病院事業会計補正予算（第1号）
- 第7号議案 平成31年度（2019年度）町田市一般会計予算
- 第8号議案 平成31年度（2019年度）町田市国民健康保険事業会計予算
- 第9号議案 平成31年度（2019年度）町田市下水道事業会計予算
- 第10号議案 平成31年度（2019年度）町田市介護保険事業会計予算
- 第11号議案 平成31年度（2019年度）町田市後期高齢者医療事業会計予算
- 第12号議案 平成31年度（2019年度）町田市病院事業会計予算

第 1 3 号議案 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

※ 学校給食問題協議会委員の報酬額を改めるため及び学校適正規模・適正配置等審議会の設置に伴い関係する規定を整備するため、所要の改正をします。

第 1 4 号議案 町田市消防団に関する条例の一部を改正する条例

※ 消防団員への費用弁償の支給時期等を実態に合わせて柔軟に対応できる方法に改めるため、所要の改正をします。

第 1 5 号議案 町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

※ 国民健康保険財政の健全化を図ることを目的として、国民健康保険税の税率を改定するため、所要の改正をします。

第 1 6 号議案 町田市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例及び町田市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例

※ 所期の目的を達成した 2 本の条例を廃止するものです。

第 1 7 号議案 町田市子どもセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

※ 小山子どもクラブの開設の延期に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をします。

第 1 8 号議案 町田市原町田一丁目自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例

※ 駐車場の開場時間を変更するとともに、駐車料金に利用料金制を導入するため、所要の改正をします。

第 1 9 号議案 町田市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

※ 放置自転車等の移送及び保管に要した費用の納付額を引き上げるため及び市営自転車等駐車場の管理・運営主体の変更等に伴い関係する規定を整理するため、所要の改正をします。

第 2 0 号議案 町田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

※ 市民住宅を町田市外の子育て世帯を対象とした町田市への定住促進住宅として活用するため、所要の改正をします。

第 2 1 号議案 町田市立公園条例の一部を改正する条例

※ 芹ヶ谷公園の再整備に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をします。

第 2 2 号議案 町田市下水道条例の一部を改正する条例

※ 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、下水道使用料の算定方法に関する規定を改めるため、所要の改正をするものです。

第 2 3 号議案 町田市議会議員及び町田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

※ 公職選挙法の改正に伴い、町田市議会議員選挙における選挙運動用ビラを作成に要する費用を公費負担とするため、所要の改正をするものです。

第 2 4 号議案 町田市立学校適正規模・適正配置等審議会条例

※ 町田市立学校の教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、町田市教育委員会の附属機関として、町田市立学校適正規模・適正配置等審議会を設置することを目的として、制定するものです。

第 2 5 号議案 町田市立小学校等の学校給食費に関する条例

※ 町田市立小学校等の学校給食費の公会計化を実施するにあたり、必要な事項を定めるため、制定するものです。

第 2 6 号議案 鶴間公園整備工事（その 2）請負契約

※ 「鶴間公園整備工事（その 2）」として、鶴間公園を整備するため、工事請負契約を締結するものです。

第 2 7 号議案 芹ヶ谷公園整備工事（その 2）請負契約

※ 「芹ヶ谷公園整備工事（その 2）」として、都営住宅跡地及び斜面地を中心としたエリアの植栽及び階段等の工事を行うため、工事請負契約を締結するものです。

第 2 8 号議案 町田薬師池公園四季彩の杜ウェルカムゲート整備工事（その 2）請負契約

※ 「町田薬師池公園四季彩の杜ウェルカムゲート整備工事（その 2）」として、外構整備をするため、工事請負契約を締結するものです。

第 2 9 号議案 町田薬師池公園四季彩の杜ウェルカムゲート新築工事請負契約

※ 薬師池公園四季彩の杜全体の総合案内機能や玄関口、駐車場、飲食、物品販売、休憩所等の機能を持つ施設群を整備するため、工事請負契約を締結するものです。

第 3 0 号議案 室内プール改修工事請負契約の変更契約

※ 室内プール改修工事において屋根の支持材の腐食が判明したことにより、支持材の改修及び大幅な屋根の改修が必要になったことから、請負契約の契約金額及び工期の変更契約を締結するものです。

第 3 1 号議案 室内プール改修給排水衛生設備工事請負契約の変更契約

※ 室内プール改修給排水衛生設備工事の工期を変更するため、変更契約を締結するものです。

第 3 2 号議案 室内プール改修空気調和設備工事請負契約の変更契約

※ 室内プール改修空気調和設備工事の工期を変更するため、変更契約を締結するものです。

第 3 3 号議案 室内プール改修電気設備工事請負契約の変更契約

※ 室内プール改修電気設備工事の工期を変更するため、変更契約を締結するものです。

第 3 4 号議案 町田市公共下水道事業に関する業務委託契約を変更する契約

※ 国の 2018 年度第二次補正予算に伴う対象事業の実施及び 2018 年度における下水道工事の工期延長に伴い、町田市公共下水道事業に関する業務委託契約の内容及び期間を変更するものです。

第 3 5 号議案 町田市公共下水道事業（2019年度）に関する業務委託契約

※ 公共下水道事業計画区域内における汚水管及び雨水管の整備事業の一部について、業務委託契約を締結するものです。

第 3 6 号議案 市道路線の認定について

※ 開発行為により築造された道路、私道の移管を受けた道路および築造予定の都市計画道路を市道として認定するものです。

第 3 7 号議案 市道路線の廃止について

※ 道路として機能のない路線および境川金森調節池の整備予定地内に存する路線を廃止するものです。

第 3 8 号議案 生活保護法第 7 8 条に基づく徴収金に係る訴訟の提起について

※ 被告が不正に受給した生活保護費の返還を求めため、生活保護法第 78 条に基づく徴収金に係る訴訟を提起するものです。

第 3 9 号議案 包括外部監査契約の締結について

※ 2019 年度の包括外部監査契約を締結するものです。

第 4 0 号議案 指定金融機関の指定について

※ 2019 年 7 月 1 日から新たに市の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせるための指定金融機関の指定を行うものです。

第 4 1 号議案 町田市表彰条例に基づく一般表彰の同意方について

※ 2019 年度一般表彰の対象者について、議会の同意を求めるものです。

平成30年度3月補正予算

3月補正予算の概要

3月補正予算では、国の補正予算を受け、次の事業費を計上するほか、一般会計、特別会計ともに事業の執行見込等にあわせた補正を行います。

①2018年度から実施している小・中学校のブロック塀等の撤去・改修工事について、2019年度実施予定分の前倒しを行います。

②2019年10月の消費税率引き上げ後においても、市内経済の活性化を促すため、2019年度に発行するプレミアム付商品券発行に係る事務費を計上します。

③2018年9月の台風第24号による被災農業者を支援します。

一般会計	△15億	925万1千円
特別会計	△7億	9,809万3千円
計	△23億	734万4千円

一般会計補正予算の主な内容

1 安心して生活できるまちのために

- ・小・中学校施設ブロック塀等撤去・改修事業（債務負担行為の変更）
6,224万円

2 その他

- ・プレミアム付商品券発行事業 2,876万円
- ・被災農業者支援事業（台風第24号） 438万円
- ・契約差金等の補正減 △30億5,103万円
- ・特別会計繰出金 △4億5,722万円
- ・財政調整基金積立金 9億4,658万円

特別会計の補正額

- ・国民健康保険事業会計 5億5,037万円
- ・下水道事業会計 △3億4,791万円
- ・介護保険事業会計 △5億1,512万円
- ・後期高齢者医療事業会計 △9,876万円
- ・病院事業会計 △3億8,667万円

2018年度3月補正 会計別予算構成表

(千円)

区 分		補正前の額		補 正 額	計	
			構成比(%)			構成比(%)
一 般 会 計		154,636,292	57.2	△ 1,509,251	153,127,041	57.2
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	43,953,244	16.3	550,367	44,503,611	16.6
	下 水 道 事 業 会 計	11,228,025	4.2	△ 347,909	10,880,116	4.1
	介 護 保 険 事 業 会 計	33,854,869	12.5	△ 515,117	33,339,752	12.4
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	11,117,946	4.1	△ 98,763	11,019,183	4.1
	病 院 事 業 会 計	15,339,083	5.7	△ 386,671	14,952,412	5.6
	収 益 的	14,482,341	5.4	△ 386,671	14,095,670	5.3
	資 本 的	856,742	0.3	—	856,742	0.3
小 計		115,493,167	42.8	△ 798,093	114,695,074	42.8
合 計		270,129,459	100.0	△ 2,307,344	267,822,115	100.0

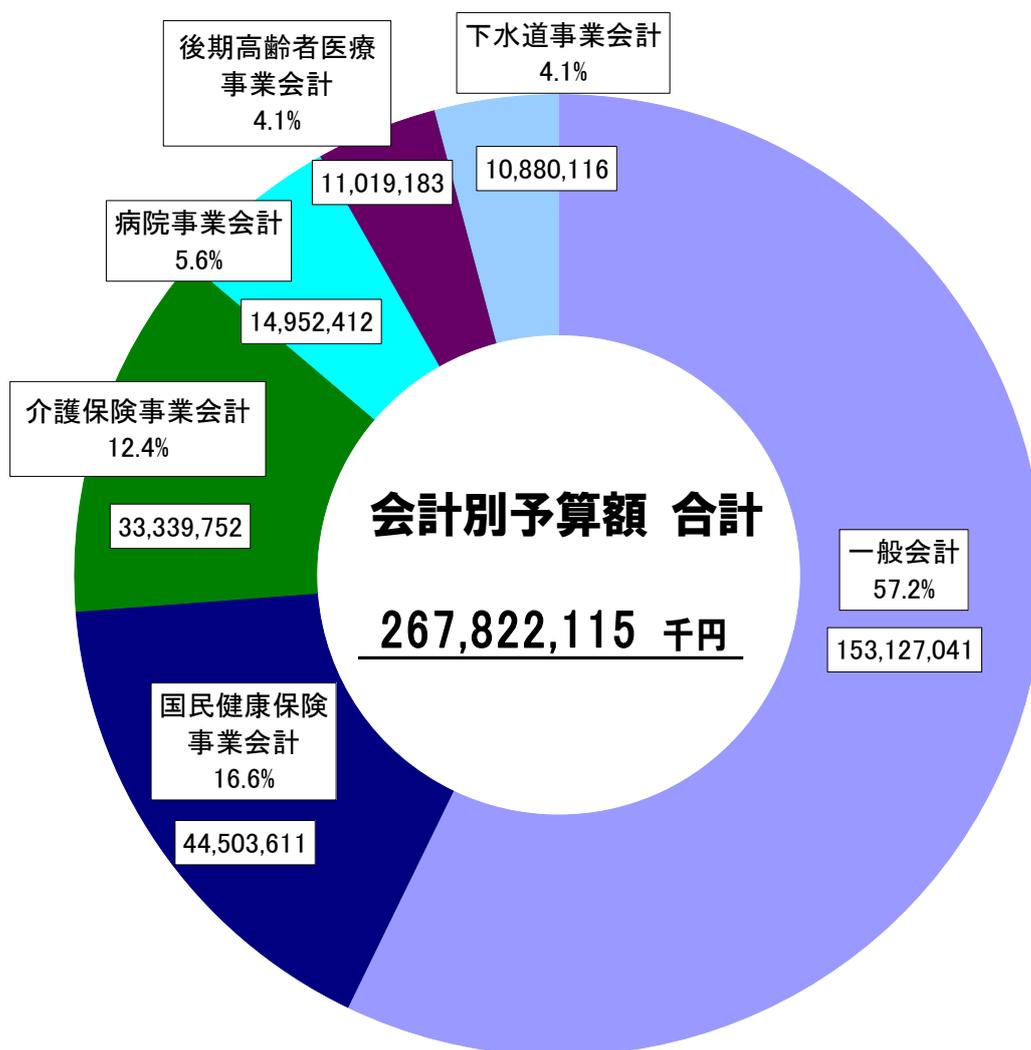
【概要】

- 特別会計も含めた補正額△23億734万4千円のうち、一般会計の補正額は△15億925万1千円で、補正後の予算総額2,678億2,211万5千円に対する一般会計の構成比は57.2%となります。
- 国民健康保険事業会計の補正額は5億5,036万7千円で、主に保険給付費の増額に伴う補正です。
- 下水道事業会計の補正額は△3億4,790万9千円で、主に国の補正予算を受け、雨水管整備事業を前倒しして増額する一方で、事業の執行見込みにあわせた減額補正です。
- 介護保険事業会計の補正額は△5億1,511万7千円で、主に施設介護サービスの利用が計画値を下回ったことによる保険給付費の減額に伴う補正です。
- 後期高齢者医療事業会計の補正額は△9,876万3千円で、主に広域連合納付金の減額に伴う補正です。
- 病院事業会計の補正額は△3億8,667万1千円で、主に材料費、給与費の減額に伴う補正です。

2018年度 会計別予算構成

<3月補正後>

(単位:千円)



2018年度3月補正 一般会計歳入予算内訳表

(千円)

款	補正前の額		補正額	計	
		構成比(%)			構成比(%)
1. 市 税	68,189,102	44.1	—	68,189,102	44.5
2. 地 方 譲 与 税	710,801	0.5	—	710,801	0.5
3. 利 子 割 交 付 金	96,000	0.1	—	96,000	0.1
4. 配 当 割 交 付 金	475,500	0.3	—	475,500	0.3
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	318,000	0.2	—	318,000	0.2
6. 地 方 消 費 税 交 付 金	7,040,000	4.5	—	7,040,000	4.6
7. ゴルフ場利用税交付金	40,000	0.0	—	40,000	0.0
8. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	302,001	0.2	—	302,001	0.2
9. 地 方 特 例 交 付 金	315,000	0.2	94,784	409,784	0.3
10. 地 方 交 付 税	2,361,583	1.5	—	2,361,583	1.5
11. 交通安全対策特別交付金	50,000	0.0	—	50,000	0.0
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	1,670,410	1.1	—	1,670,410	1.1
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	3,532,596	2.3	70,288	3,602,884	2.4
14. 国 庫 支 出 金	27,635,941	17.9	219,612	27,855,553	18.2
15. 都 支 出 金	20,055,265	13.0	△ 200,914	19,854,351	13.0
16. 財 産 収 入	689,548	0.4	11,578	701,126	0.5
17. 寄 附 金	66,432	0.0	—	66,432	0.0
18. 繰 入 金	6,492,347	4.2	△ 149,165	6,343,182	4.1
19. 繰 越 金	4,609,733	3.0	—	4,609,733	3.0
20. 諸 収 入	1,523,633	1.0	7,866	1,531,499	1.0
21. 市 債	8,462,400	5.5	△ 1,563,300	6,899,100	4.5
歳 入 合 計	154,636,292	100.0	△ 1,509,251	153,127,041	100.0

【概要】

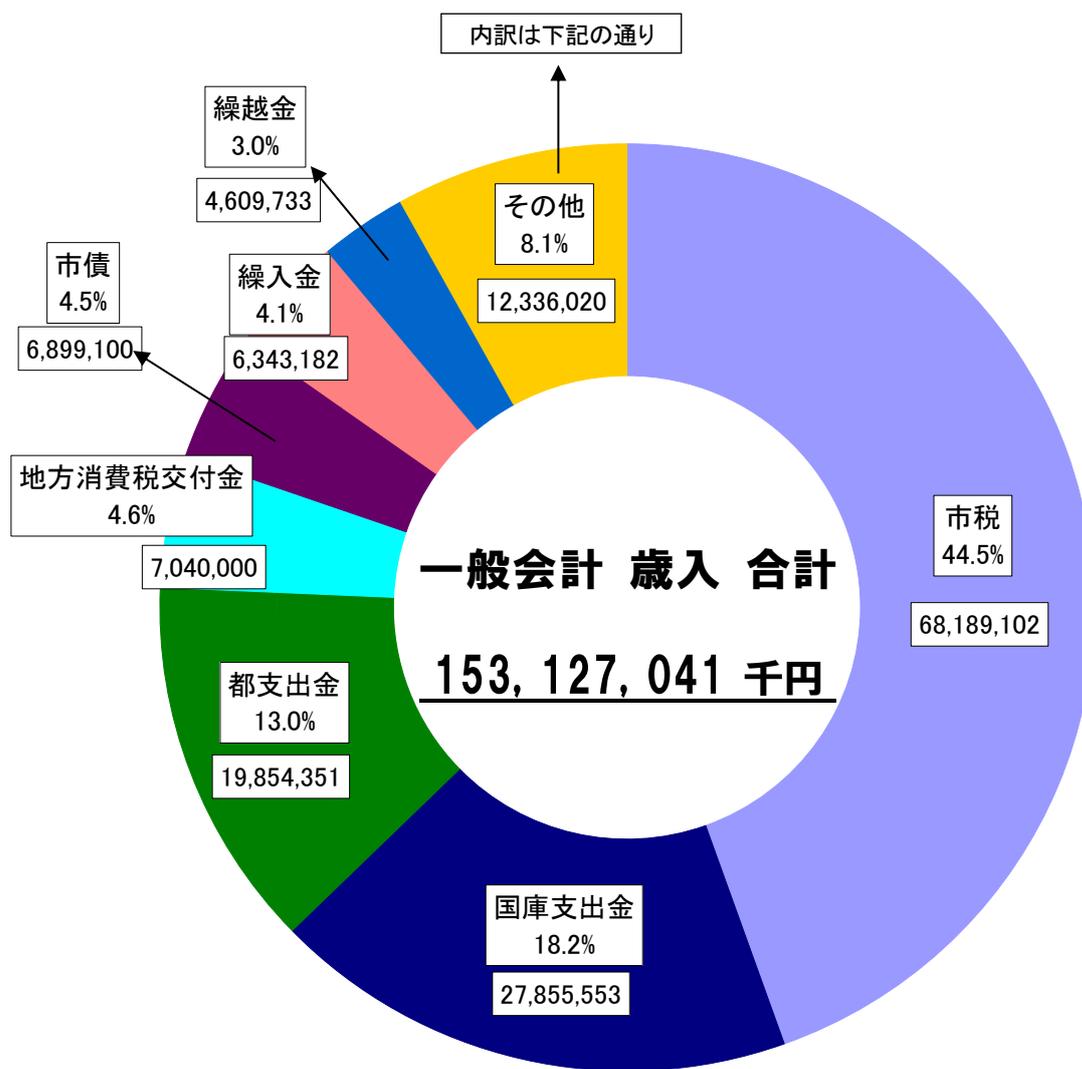
3月補正予算の主なもの

- 款14.国庫支出金 自立支援費負担金(2.2億円)、社会資本整備総合交付金(1.4億円)
障害児通所給付費負担金(△0.8億円)、防災・安全交付金(△0.8億円)
- 款15.都支出金 自立支援費負担金(1.1億円)、待機児童解消支援事業費補助金(0.8億円)
地域密着型サービス整備費補助金(△1.0億円)、道路橋梁費補助金(△1.0億円)
認知症高齢者グループホーム整備費補助金(△0.7億円)
障害児通所給付費負担金(△0.4億円)
- 款18.繰入金 緑地保全基金繰入金(△1.3億円)
廃棄物減量再資源化等推進整備基金繰入金(△0.2億円)
- 款21.市債 臨時財政対策債(11.7億円)、消防施設整備事業債(0.6億円)
都市計画事業債(△11.2億円)、体育施設整備事業債(△4.7億円)
道路整備事業債(△4.4億円)、地域センター整備事業債(△3.0億円)

2018年度 一般会計 歳入予算内訳

<3月補正後>

(単位:千円)



その他 内訳

(単位:千円)

使用料及び手数料	3,602,884	地方特例交付金	409,784
地方交付税	2,361,583	株式等譲渡所得割交付金	318,000
分担金及び負担金	1,670,410	自動車取得税交付金	302,001
諸収入	1,531,499	利子割交付金	96,000
地方譲与税	710,801	審附金	66,432
財産収入	701,126	交通安全対策特別交付金	50,000
配当割交付金	475,500	ゴルフ場利用税交付金	40,000

2018年度3月補正 一般会計歳出予算 目的別内訳表

(千円)

款	補正前の額 (構成比)	補正額	計 (構成比)	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1. 議会費	671,358 (0.4%)	△ 420	670,938 (0.5%)	—	—	—	—	△ 420
2. 総務費	19,812,831 (12.8%)	500,422	20,313,253 (13.3%)	2,083	△ 318	△ 837,000	1,688	1,333,969
3. 民生費	78,497,204 (50.8%)	△ 372,465	78,124,739 (51.0%)	119,254	△ 119,056	△ 203,000	△ 13,195	△ 156,468
4. 衛生費	14,600,442 (9.4%)	△ 666,273	13,934,169 (9.1%)	△ 10,100	△ 10,124	△ 129,700	43,281	△ 559,630
5. 労働費	33,114 (0.0%)	2,600	35,714 (0.0%)	—	—	—	—	2,600
6. 農林費	314,272 (0.2%)	△ 19,066	295,206 (0.2%)	—	△ 1,540	—	0	△ 17,526
7. 商工費	1,022,086 (0.7%)	17,134	1,039,220 (0.7%)	28,763	6,982	—	△ 3,010	△ 15,601
8. 土木費	14,921,314 (9.6%)	△ 807,844	14,113,470 (9.2%)	61,757	△ 111,102	△ 1,562,000	△ 126,236	929,737
9. 消防費	5,035,826 (3.3%)	87,414	5,123,240 (3.3%)	—	—	56,000	△ 3,025	34,439
10. 教育費	12,771,339 (8.3%)	△ 221,896	12,549,443 (8.2%)	17,855	34,244	△ 57,600	△ 4,661	△ 211,734
11. 災害復旧費	6 (0.0%)	—	6 (0.0%)	—	—	—	—	—
12. 公債費	6,656,500 (4.3%)	△ 28,857	6,627,643 (4.3%)	—	—	—	—	△ 28,857
13. 予備費	300,000 (0.2%)	—	300,000 (0.2%)	—	—	—	—	—
歳出合計	154,636,292 (100.0%)	△ 1,509,251	153,127,041 (100.0%)	219,612	△ 200,914	△ 2,733,300	△ 105,158	1,310,509

【概要】

3月補正予算の主なもの

- 款2.総務費 財政調整基金積立金(9.5億円)、情報システム運営費(△1.4億円)
嘱託・臨時職員人件費(△0.5億円)、なるせ駅前市民センター改修事業費(△0.3億円)
室内プール改修事業費(△0.2億円)
- 款3.民生費 障がい者サービス給付事業費(2.4億円)、国民健康保険事業会計繰出金(△2.4億円)
地域密着型サービス施設整備事業補助金(△1.6億円)
介護保険事業会計繰出金(△1.1億円)
- 款4.衛生費 廃棄物減量再資源化等推進整備基金積立金(1.2億円)
資源化施設整備費(△5.9億円)、指定収集袋作製等委託料(△0.4億円)
- 款8.土木費 薬師池公園四季彩の杜整備工事費(△1.7億円)、準幹線道路新設改良事業費(△1.6億円)
下水道事業会計繰出金(△1.2億円)、南1805号線道路整備工事費(△0.5億円)
自転車駐車場用地購入費(△0.5億円)
- 債務負担行為補正の内容(期間/限度額/総事業費)
変更：小・中学校施設ブロック塀等撤去・改修事業
(2018～2019年度/1.1億円→0.4億円/1.8億円→0.7億円)

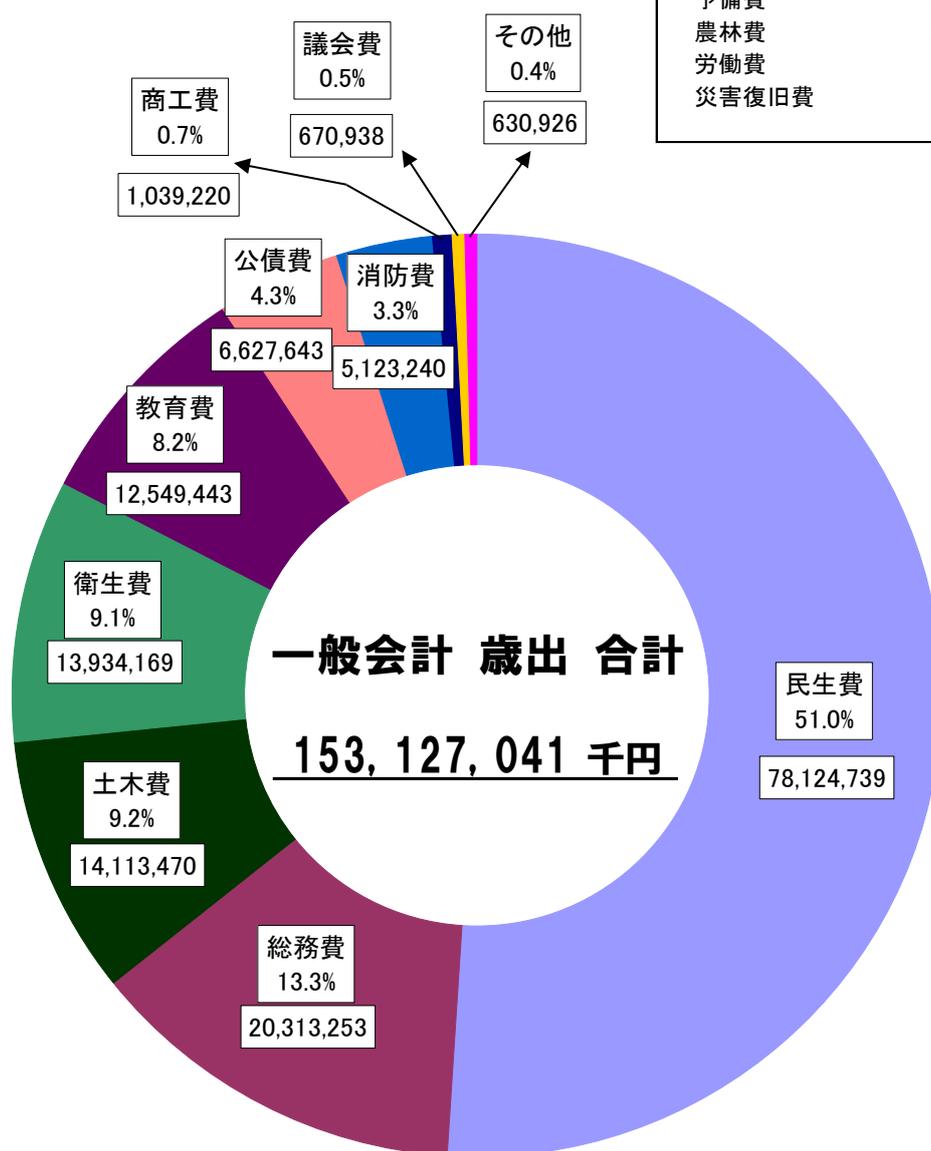
2018年度 一般会計 歳出予算 目的別内訳

<3月補正後>

(単位:千円)

その他の内訳

予備費	300,000
農林費	295,206
労働費	35,714
災害復旧費	6



2018年度3月補正 一般会計歳出予算 性質別内訳表

(千円)

区 分		補正前の額	構成比(%)	補正額	計	
					構成比(%)	
義 務 的 経 費	人 件 費	22,657,797	14.7	△ 14,385	22,643,412	14.8
	職 員 給 与 費	19,127,409	12.4	—	19,127,409	12.5
	特別職給与費等	3,530,388	2.3	△ 14,385	3,516,003	2.3
	扶 助 費	50,136,452	32.4	207,086	50,343,538	32.9
	公 債 費	6,656,499	4.3	△ 28,857	6,627,642	4.3
	計	79,450,748	51.4	163,844	79,614,592	52.0
投 資 的 経 費		14,172,876	9.2	△ 1,491,061	12,681,815	8.3
そ の 他 経 費	物 件 費	22,108,629	14.3	△ 668,773	21,439,856	14.0
	維 持 補 修 費	1,070,985	0.7	△ 2,022	1,068,963	0.7
	補 助 費 等	14,543,996	9.4	△ 117,453	14,426,543	9.4
	繰 出 金	16,926,624	10.9	△ 457,219	16,469,405	10.8
	出 資 金 ・ 貸 付 金	3,601	0.0	—	3,601	0.0
	積 立 金	6,058,833	3.9	1,063,433	7,122,266	4.6
	予 備 費	300,000	0.2	—	300,000	0.2
	計	61,012,668	39.4	△ 182,034	60,830,634	39.7
歳 出 合 計		154,636,292	100.0	△ 1,509,251	153,127,041	100.0

【概要】

3月補正予算の主なもの

- 扶助費 障がい者サービス給付事業費(2.4億円)
- 投資的経費 小・中学校施設ブロック塀等改修工事費(0.6億円)、物件等補償料(△3.2億円)
資源化施設用地購入費(△1.8億円)、薬師池公園四季彩の杜整備工事費(△1.7億円)
地域密着型サービス施設整備事業補助金(△1.6億円)
- 物件費 プレミアム付商品券発行業務委託料(0.3億円)、情報システム運営費(△1.4億円)
臨時職員賃金(△0.6億円)、備品等購入費(△0.5億円)
指定収集袋作製等委託料(△0.4億円)、その他物件費の減(△4.1億円)
- 補助費等 消火栓設置負担金(1.3億円)、保育所等運営費加算補助金(△0.8億円)
消火栓維持管理負担金(△0.2億円)、水素ステーション施設整備費補助金(△0.1億円)
事業協力謝礼(△0.1億円)、南多摩斎場組合負担金(△0.1億円)
- 繰出金 国民健康保険事業会計繰出金(△2.4億円)、下水道事業会計繰出金(△1.2億円)
介護保険事業会計繰出金(△1.1億円)
- 積立金 財政調整基金積立金(9.5億円)
廃棄物減量再資源化等推進整備基金積立金(1.2億円)

2018年度 一般会計 歳出予算 性質別内訳

<3月補正後>

その他の内訳

(単位:千円)

積立金	7,122,266
予備費	300,000
出資金・貸付金	3,601

その他
4.8%

7,425,867

特別職給与費等
2.3%

3,516,003

人件費
14.8%

22,643,412

職員給与費
12.5%

19,127,409

繰出金
10.8%

16,469,405

維持補修費
0.7%

1,068,963

補助費等
9.4%

14,426,543

物件費
14.0%

21,439,856

投資的経費
8.3%

12,681,815

公債費
4.3%

6,627,642

扶助費
32.9%

50,343,538

一般会計 歳出 合計

153,127,041 千円

投資的経費 内訳

土木費	6,295,613	消防費	181,234
衛生費	2,278,519	農林費	15,649
教育費	1,627,336	商工費	10,487
総務費	1,408,800	災害復旧費	6
民生費	864,171		

平成31年度当初予算

1 予算の概要

(1) 基本的な考え方

平成 31 (2019) 年度当初予算は、国の積極的な経済対策等により、日本経済が大きく改善するなか、町田市においては、歳入の個人市民税が伸び悩む一方で、歳出では社会保障費が伸び、構造的収支不足の顕在に加え、老朽化する公共施設等の維持保全に係る経費が増大する等、依然として厳しい財政状況が続く中での予算編成となりました。

2019 年度は、町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」の 8 年目にあたり、またその実行計画である「町田市 5 カ年計画 17-21」の 3 年目となり、集大成の時期を迎えています。計画における目標達成に向けた取り組みを着実に推進して成果を生み出し、15 年後も 30 年後も選ばれ続けるまちであるため、次の点を基本に編成しました。

○ 「まちだ未来づくりプラン」に定めた、5 つの「未来づくりプロジェクト」や 4 つの「まちづくり基本目標」、3 つの「行政経営基本方針」を着実に推進します。

○ 「町田市 5 カ年計画 17-21」の 3 年目として、目標達成に向けた取り組みを着実に推進します。

○ 「ラグビーワールドカップ 2019」や「東京 2020 オリンピック・パラリンピック」を、まちの魅力を発信する絶好の機会と捉え、シティセールス・シティプロモーションのための取り組みを展開します。



○ 「まちだ〇ごと大作戦 18-20」の 2 年目として、目的に掲げた、地域活動・市民活動の盛り上がりや、まちの魅力向上に向けた取り組みを推進します。

まちだ未来づくりプラン

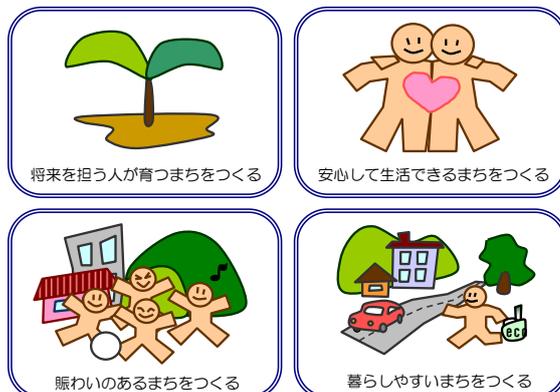
5 つの「未来づくりプロジェクト」

- 地域社会づくりを基本とするまちづくりプロジェクト
- 町田駅周辺の魅力を向上させるプロジェクト
- 団地再生に向けたプロジェクト
- みどりを活用したまちづくりを推進するプロジェクト
- 基幹交通機能を強化するプロジェクト

3 つの「行政経営基本方針」

- 市民と問題意識を共有し、共に地域課題に取り組む
- 市民の期待にこたえられるよう、市役所の能力を高める
- いつでも適切な市民サービスが提供できる財政基盤をつくる

4 つの「まちづくり基本目標」



(2) 予算規模

一般会計と特別会計とを合わせた総予算額は、2,718億6,169万円で、対前年度比較で4.3%の増加となりました。

(単位:千円・%)

区 分	2019年度		2018年度		比 較			
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率		
一 般 会 計	159,760,608	58.8	148,209,333	56.9	11,551,275	7.8		
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	41,288,734	15.2	42,111,679	16.2	△ 822,945	△ 2.0	
	下 水 道 事 業 会 計	9,483,085	3.5	11,235,759	4.3	△ 1,752,674	△ 15.6	
	介 護 保 険 事 業 会 計	34,324,516	12.6	32,680,942	12.5	1,643,574	5.0	
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	11,445,451	4.2	11,047,303	4.2	398,148	3.6	
	病 院 事 業 会 計		15,559,294	5.7	15,339,083	5.9	220,211	1.4
		収 益 的	14,594,679	5.4	14,482,341	5.6	112,338	0.8
		資 本 的	964,615	0.3	856,742	0.3	107,873	12.6
	小 計	112,101,080	41.2	112,414,766	43.1	△ 313,686	△ 0.3	
合 計	271,861,688	100.0	260,624,099	100.0	11,237,589	4.3		

※ 2018年度の予算額及び構成比は、6月補正後の予算額です。

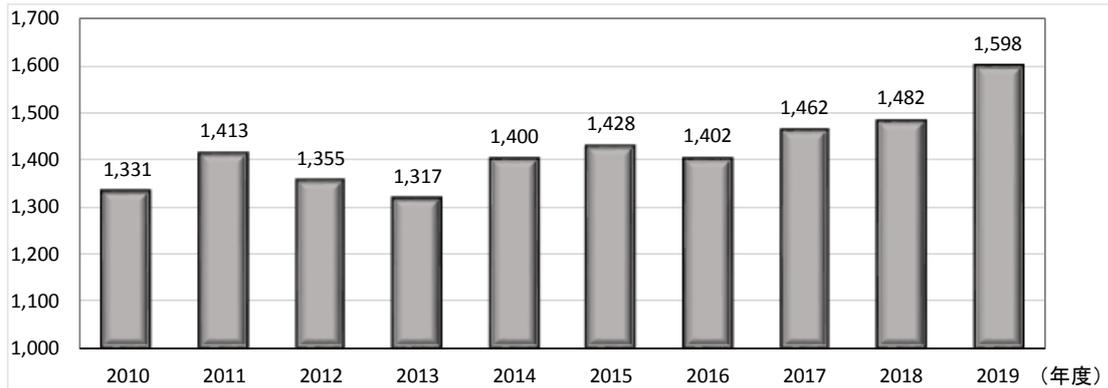
①一般会計予算規模

2019年度の一般会計予算規模は、1,597億6,061万円で、対前年度比較で115億5,128万円(7.8%)の増加となりました。

これは、南町田駅周辺地区拠点整備事業が7億円減少したものの、循環型施設整備事業が18億3千万円、野津田公園スポーツの森整備事業が10億6千万円、町田薬師池公園四季彩の杜整備事業が8億6千万円、室内プール改修事業が8億1千万円、町田第一中学校改築事業が6億5千万円それぞれ増加したことなどによります。

2019年度は、「町田市5ヵ年計画17-21」の3年目にあたることから、その進捗状況を確認し、計画の集大成に向けて、着実に目標を達成するための予算を計上しています。引き続き、南町田拠点創出まちづくりプロジェクトの推進、陸上競技場の観客席の増設工事、町田薬師池公園四季彩の杜ウェルカムゲートの整備を推進します。また、幼児教育無償化への対応、町田市地域活動サポートオフィスの開設、小中学校へのICT機器の配備を拡充するなど、今後、町田市が市内外からの関心と憧れを高め、選ばれ続けるまちとなるため、未来への投資を積極的に行います。

■ 一般会計当初予算規模の推移と伸び率（単位：億円）



年度	2010※	2011	2012	2013	2014※	2015	2016	2017	2018※	2019
伸び率 (%)	9.6%	6.2%	△ 4.1%	△ 2.8%	6.3%	2.1%	△ 1.8%	4.2%	1.4%	7.8%

※2010年度、2014年度及び2018年度は、当初予算が骨格的予算のため、6月補正後の予算額です。

② 特別会計予算規模

特別会計の主な増減要因

〔国民健康保険事業会計〕

被保険者数の減などにより 8 億 2 千万円の減

〔下水道事業会計〕

鶴見川クリーンセンター整備費の減などにより 17 億 5 千万円の減

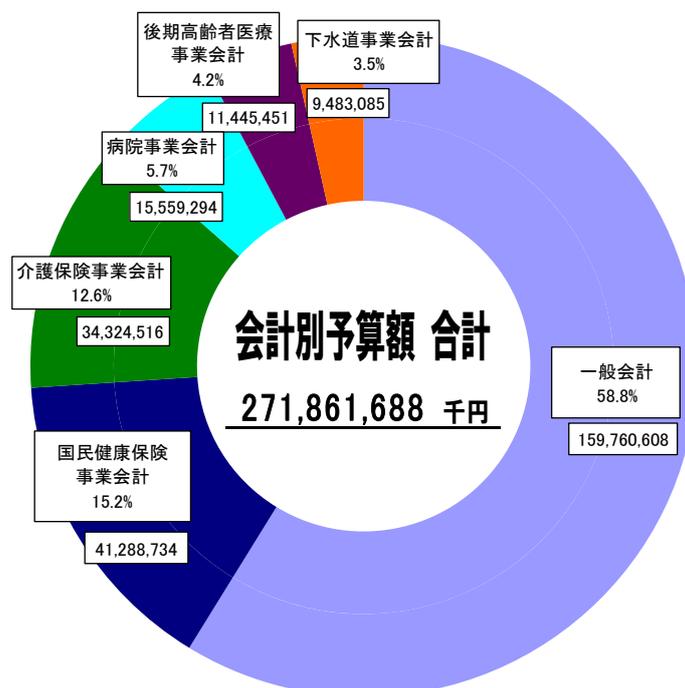
〔介護保険事業会計〕

要介護者認定者数及びサービス受給者数の増により 16 億 4 千万円の増

〔後期高齢者医療事業会計〕

被保険者数や医療費の増により 4 億円の増

■ 2019 年度 会計別予算構成（単位：千円）



2 一般会計予算

(1) 歳入

国庫支出金では、保育所運営費の増に伴う子どものための教育・保育給付費の10億6千万円の増額や、循環型施設整備事業費の増に伴う循環型社会形成推進交付金の8億9千万円の増額など、35億4千万円の増額を見込んでいます。

また、地方特例交付金では、幼児教育の無償化に係る地方負担分に対する子ども・子育て支援臨時交付金の12億9千万円の皆増などにより、13億5千万円の増額を見込んでいます。

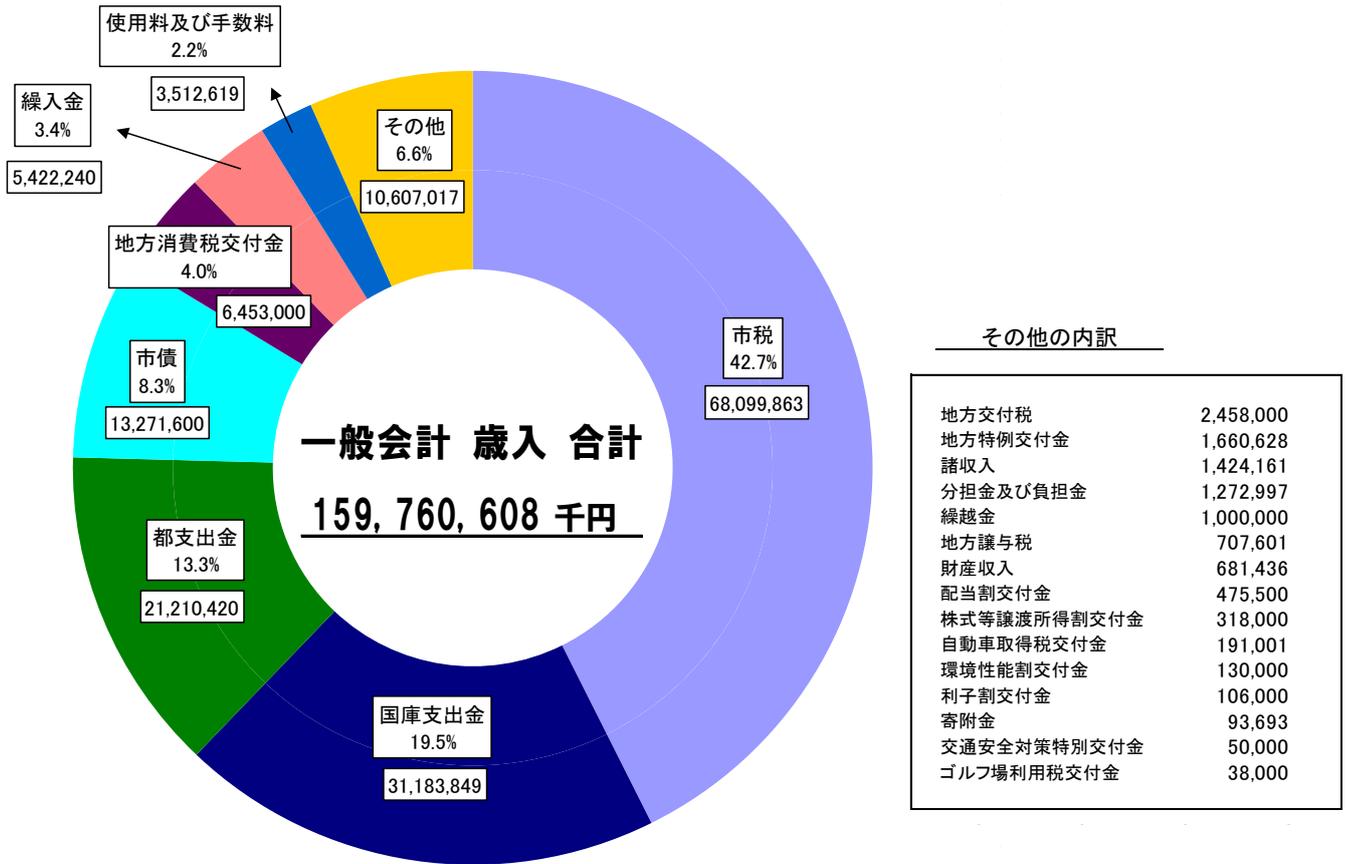
さらに、市債では、野津田公園スポーツの森整備事業費や薬師池公園四季彩の杜整備事業費の増などに伴う都市計画事業債の12億4千万円の増額や循環型施設整備事業費の増などに伴う廃棄物処理施設整備事業債の11億1千万円の増額など、47億9千万円の増額を見込んでいます。

そのほか、国の制度改正により、自動車取得税交付金が廃止され1億1千万円の減額を見込む一方で、環境性能割交付金の1億3千万円の皆増を見込んでいます。

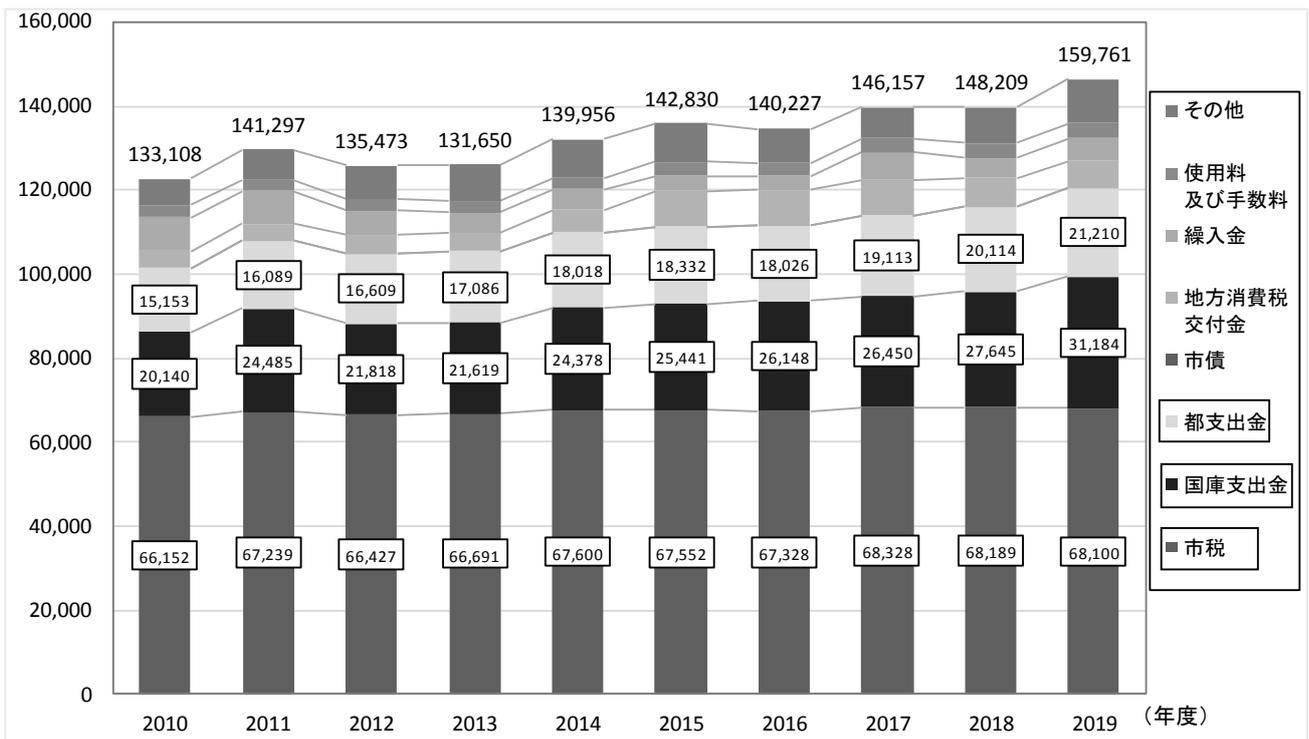
(単位:千円・%)

款	2019年度		2018年度		比較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
1.市 税	68,099,863	42.7	68,189,102	46.0	△ 89,239	△ 0.1
2.地 方 譲 与 税	707,601	0.5	710,801	0.5	△ 3,200	△ 0.5
3.利 子 割 交 付 金	106,000	0.1	96,000	0.1	10,000	10.4
4.配 当 割 交 付 金	475,500	0.3	475,500	0.3	0	0.0
5.株式等譲渡所得割交付金	318,000	0.2	318,000	0.2	0	0.0
6.地 方 消 費 税 交 付 金	6,453,000	4.0	7,040,000	4.8	△ 587,000	△ 8.3
7.ゴルフ場利用税交付金	38,000	0.0	40,000	0.0	△ 2,000	△ 5.0
8.自 動 車 取 得 税 交 付 金	191,001	0.1	302,001	0.2	△ 111,000	△ 36.8
9.環 境 性 能 割 交 付 金	130,000	0.1	0	0.0	130,000	-
10.地 方 特 例 交 付 金	1,660,628	1.0	315,000	0.2	1,345,628	427.2
11.地 方 交 付 税	2,458,000	1.5	1,340,000	0.9	1,118,000	83.4
12.交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	50,000	0.0	50,000	0.0	0	0.0
13.分 担 金 及 び 負 担 金	1,272,997	0.8	1,670,410	1.1	△ 397,413	△ 23.8
14.使 用 料 及 び 手 数 料	3,512,619	2.2	3,532,596	2.4	△ 19,977	△ 0.6
15.国 庫 支 出 金	31,183,849	19.5	27,644,593	18.7	3,539,256	12.8
16.都 支 出 金	21,210,420	13.3	20,113,540	13.6	1,096,880	5.5
17.財 産 収 入	681,436	0.4	689,548	0.5	△ 8,112	△ 1.2
18.寄 附 金	93,693	0.1	60,432	0.0	33,261	55.0
19.繰 入 金	5,422,240	3.4	4,620,777	3.1	801,463	17.3
20.繰 越 金	1,000,000	0.6	1,000,000	0.7	0	0.0
21.諸 収 入	1,424,161	0.9	1,523,633	1.0	△ 99,472	△ 6.5
22.市 債	13,271,600	8.3	8,477,400	5.7	4,794,200	56.6
歳 入 合 計	159,760,608	100.0	148,209,333	100.0	11,551,275	7.8

■ 2019年度一般会計歳入予算内訳（単位：千円）



■ 一般会計歳入予算の推移（単位：百万円）



主な歳入の増減要因

〔市税〕

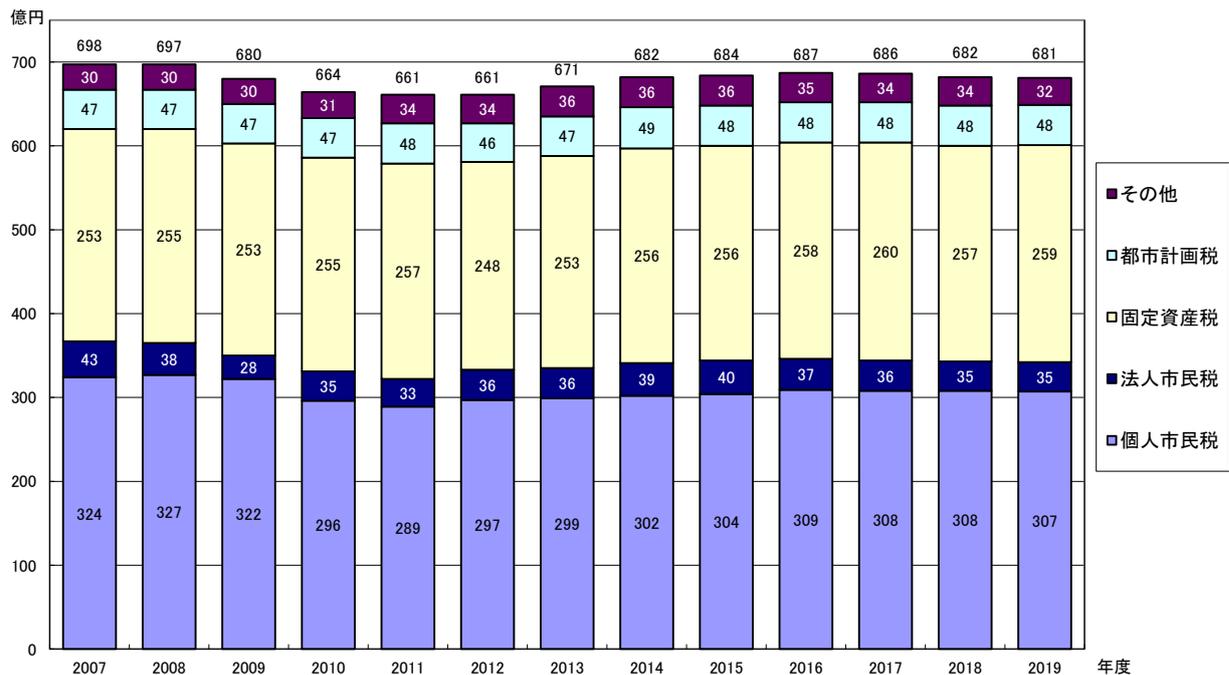
- 市民税
 - ・ 就業率の向上による納税義務者数の増加及び
収納率の向上等による個人市民税の増 1.8 億円
 - ・ 寄附金税額控除等による個人市民税の減 △2.8 億円
- 固定資産税 家屋の新築等による固定資産税（現年家屋）の増 2.7 億円
- 軽自動車税 環境性能割の導入による増 0.1 億円
- 市たばこ税 売上本数の減少等による減 △1.7 億円

■市税予算の内訳

（単位：千円・％）

区 分	2019年度	2018年度	比 較	
			増減額	増減率
市民税	34,188,323	34,321,545	△ 133,222	△ 0.4
個人	30,724,595	30,834,116	△ 109,521	△ 0.4
法人	3,463,728	3,487,429	△ 23,701	△ 0.7
固定資産税	25,865,308	25,687,039	178,269	0.7
土地（現年課税）	11,750,328	11,779,867	△ 29,539	△ 0.3
家屋（現年課税）	10,807,565	10,535,852	271,713	2.6
償却資産（現年課税）	2,704,424	2,712,711	△ 8,287	△ 0.3
その他	602,991	658,609	△ 55,618	△ 8.4
軽自動車税	457,194	445,051	12,143	2.7
市たばこ税	1,913,263	2,084,763	△ 171,500	△ 8.2
事業所税	835,208	833,233	1,975	0.2
都市計画税	4,834,266	4,811,170	23,096	0.5
その他	6,301	6,301	0	0.0
合 計	68,099,863	68,189,102	△ 89,239	△ 0.1

（参考）市税の推移



※2007～2017 年度は決算額、2018 年度は 6 月補正後の予算額、2019 年度は当初予算額。

〔地方特例交付金〕

(単位：億円)

説明	2019 年度	2018 年度	増減額
子ども・子育て支援臨時交付金の皆増	12.9	—	12.9

〔国庫支出金〕

(単位：億円)

説明	2019 年度	2018 年度	増減額
保育所運営費の増などに伴う子どものための教育・保育給付費の増	43.8	33.2	10.6
循環型施設整備事業費の増などに伴う循環型社会形成推進交付金の増	13.0	4.1	8.9
プレミアム付商品券関連補助金の皆増	6.3	—	6.3
障がい者サービス給付事業費の増に伴う自立支援費負担金の増	45.5	42.6	2.9
町田第一中学校改築事業費の増などに伴う学校施設環境改善交付金の増※	2.4	0.0	2.4

※国の補正予算に伴い、2018年度は事業費の一部を2017年度3月補正予算へ前倒し計上しています。

〔都支出金〕

(単位：億円)

説明	2019 年度	2018 年度	増減額
市町村総合交付金の増	33.4	30.4	3.0
補助施設の増に伴う地域密着型サービス整備費補助金の増	3.1	1.0	2.1
参議院議員選挙費の増に伴う選挙費委託金の皆増	2.1	—	2.1
小学校屋外整備事業費の減などに伴う学校施設整備費補助金の皆減	—	3.4	△3.4

〔市債〕

(単位：億円)

説明	2019 年度	2018 年度	増減額
都市計画事業債の増	35.3	22.9	12.4
うち野津田公園スポーツの森整備事業費の増	9.0	1.1	7.9
うち町田薬師池公園四季彩の杜整備事業費の増	8.0	3.2	4.8
循環型施設整備事業費の増などに伴う廃棄物処理施設整備事業債の増	22.4	11.3	11.1
町田第一中学校改築事業費の増などに伴う学校施設整備事業債の増	12.7	4.4	8.3
玉川学園コミュニティセンター建替事業費の減などに伴う地域センター整備事業債の減	1.2	3.0	△1.8

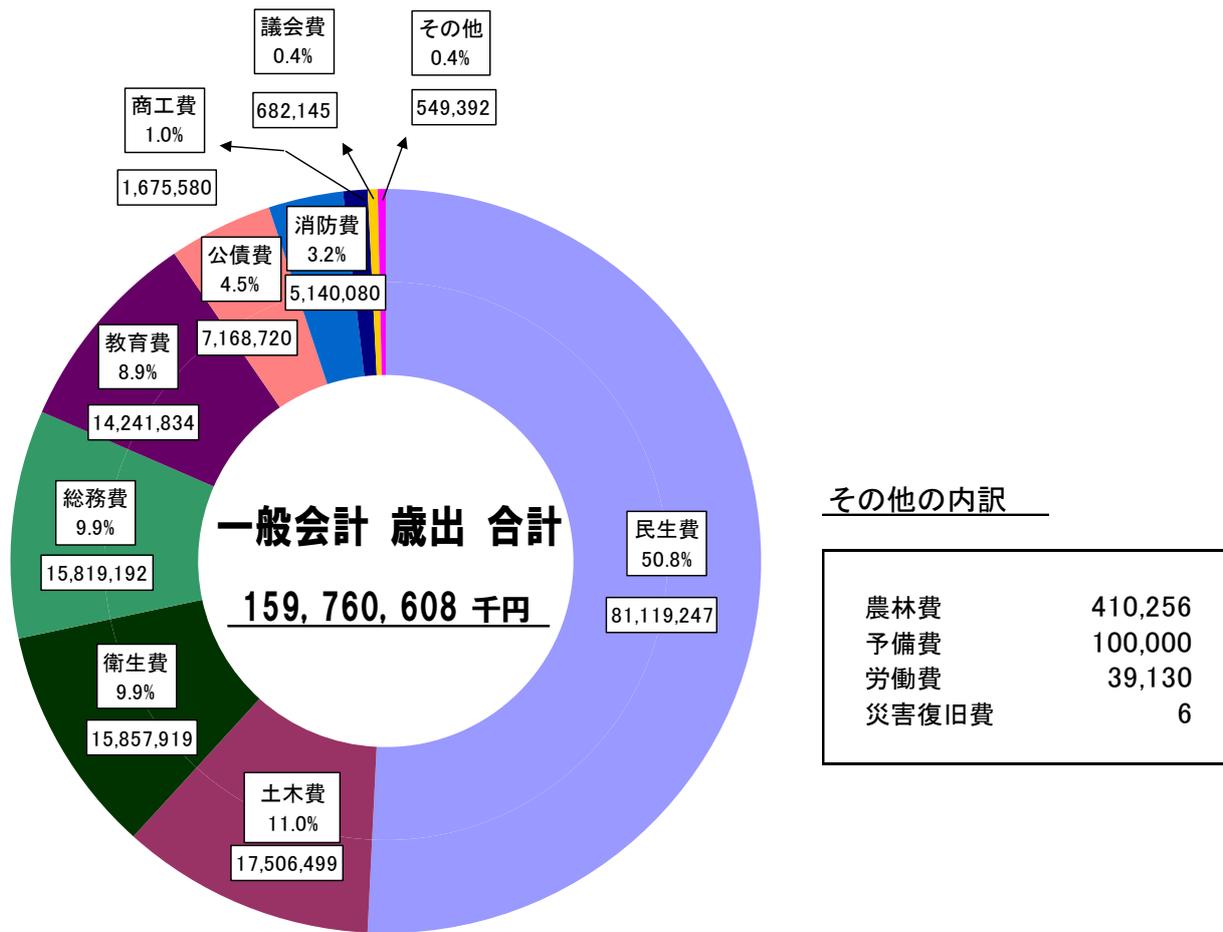
(2) 歳出

① 目的別歳出の状況

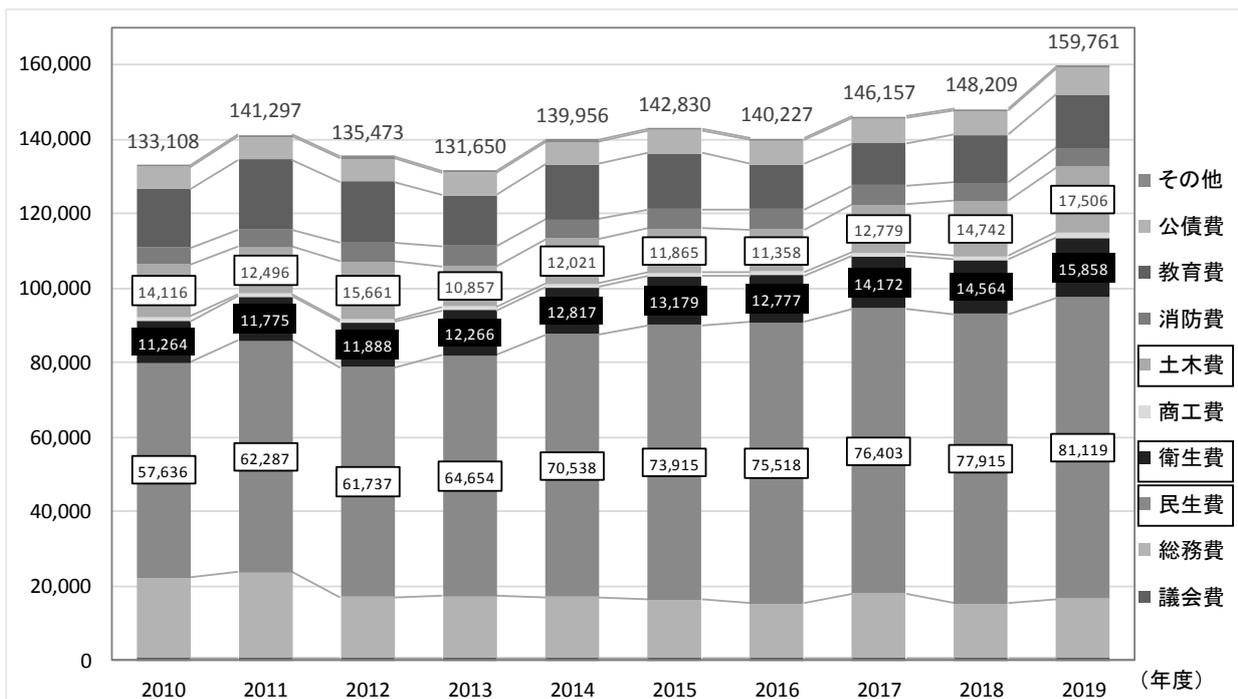
(単位:千円・%)

款	2019年度 予算額 (構成比)	2018年度 予算額 (構成比)	増減額 (増減率)	2019年度予算額の財源内訳					一般財源 (構成比)
				特定財源				国庫支出金	
				都支出金	地方債	その他	国庫支出金		
1. 議会費	682,145 (0.4%)	671,358 (0.5%)	10,787 (1.6%)	341	170	—	—	681,634 (0.8%)	
2. 総務費	15,819,192 (9.9%)	14,518,355 (9.8%)	1,300,837 (9.0%)	250,060	953,577	1,649,000	922,900	12,043,655 (13.5%)	
3. 民生費	81,119,247 (50.8%)	78,000,331 (52.6%)	3,118,916 (4.0%)	26,857,260	15,445,151	217,000	2,844,987	35,754,849 (40.2%)	
4. 衛生費	15,857,919 (9.9%)	14,563,527 (9.8%)	1,294,392 (8.9%)	1,235,927	1,033,128	2,241,600	2,726,122	8,621,142 (9.7%)	
5. 労働費	39,130 (0.0%)	33,114 (0.0%)	6,016 (18.2%)	—	—	—	—	39,130 (0.0%)	
6. 農林費	410,256 (0.3%)	314,272 (0.2%)	95,984 (30.5%)	—	100,344	—	3,047	306,865 (0.3%)	
7. 商工費	1,675,580 (1.0%)	1,022,086 (0.7%)	653,494 (63.9%)	631,237	52,865	—	203,435	788,043 (0.9%)	
8. 土木費	17,506,499 (11.0%)	14,742,129 (9.9%)	2,764,370 (18.8%)	1,468,476	1,286,642	4,418,000	1,272,881	9,060,500 (10.2%)	
9. 消防費	5,140,080 (3.2%)	5,025,069 (3.4%)	115,011 (2.3%)	—	1,406,108	349,000	151	3,384,821 (3.8%)	
10. 教育費	14,241,834 (8.9%)	12,562,586 (8.5%)	1,679,248 (13.4%)	587,041	908,312	1,441,000	314,381	10,991,100 (12.4%)	
11. 災害復旧費	6 (0.0%)	6 (0.0%)	0 (0.0%)	—	—	—	—	6 (0.0%)	
12. 公債費	7,168,720 (4.5%)	6,656,500 (4.5%)	512,220 (7.7%)	—	—	—	1,521	7,167,199 (8.1%)	
13. 予備費	100,000 (0.1%)	100,000 (0.1%)	0 (0.0%)	—	—	—	—	100,000 (0.1%)	
歳出合計	159,760,608 (100.0%)	148,209,333 (100.0%)	11,551,275 (7.8%)	31,030,342	21,186,297	10,315,600	8,289,425	88,938,944 (100.0%)	

■ 2019年度 一般会計歳出予算 目的別内訳（単位：千円）



■ 目的別歳出の推移（単位：百万円）



主な目的別歳出の増減要因

〔総務費〕

(単位：億円)

説明	2019 年度	2018 年度	増減額
室内プール改修事業費の増	14.5	6.4	8.1
サン町田旭体育館改修事業費の増	2.1	0.1	2.0
参議院議員選挙管理執行事務事業費の皆増	1.8	—	1.8
子ども発達センター改修事業費の皆増	1.5	—	1.5
自由民権資料館改修事業費の増	1.2	0.1	1.1
税務系システム整備運用事業費の増	4.7	3.7	1.0
福祉系システム整備事業費の減	1.4	3.2	△1.8

〔民生費〕

(単位：億円)

説明	2019 年度	2018 年度	増減額
認定こども園等施設型給付事業費の増	21.9	17.1	4.8
地域型保育給付事業費の増	9.3	4.6	4.7
地域密着型サービス施設整備事業費の増	5.6	1.7	3.9
障がい者サービス給付事業費の増	105.6	101.7	3.9
介護保険事業会計繰出金の増	53.8	50.2	3.6
認可外保育施設利用者補助事業費の皆増	3.1	—	3.1
認定こども園等運営支援事業費の増	9.3	6.2	3.1
地域型保育運営支援事業費の増	4.4	1.8	2.6
後期高齢者医療事業会計繰出金の増	52.6	50.3	2.3
認定こども園整備費補助事業費の皆増	2.1	—	2.1
民間保育所整備支援事業費の減	5.1	7.1	△2.0

〔衛生費〕

(単位：億円)

説明	2019 年度	2018 年度	増減額
循環型施設整備事業費の増	41.3	23.0	18.3
最終処分場適正管理事業費の増	1.2	0.4	0.8
境川クリーンセンター管理事業費の増	0.7	0.3	0.4
境川クリーンセンター改修事業費の減	0.5	4.9	△4.4

〔土木費〕

(単位:億円)

説明	2019 年度	2018 年度	増減額
野津田公園スポーツの森整備事業費の増	14.0	3.4	10.6
町田薬師池公園四季彩の杜整備事業費の増	15.7	7.1	8.6
準幹線道路新設改良事業費の増	7.4	3.0	4.4
公園整備事業費の増	3.3	0.6	2.7
(仮称)玉川学園前駅デッキ整備事業費の増	2.4	0.1	2.3
指定管理公園管理事業費の増	3.1	1.9	1.2
南町田駅周辺地区拠点整備事業費の減	26.7	33.7	△7.0

〔教育費〕

(単位:億円)

説明	2019 年度	2018 年度	増減額
町田第一中学校増改築事業費の増※	7.3	0.8	6.5
町田第六小学校及び南つくし野小学校の校舎等改修事業費の増※	6.6	3.7	2.9
成瀬台中学校及び町田第二中学校の校舎等改修事業費の増	2.7	0.2	2.5
小・中学校ブロック塀撤去・改修事業費の皆増	2.4	—	2.4
総合体育館映像装置整備事業費の皆増	1.7	—	1.7
教育の情報化推進事業費の増	5.7	4.2	1.5
図書館システム管理事業費の増	2.8	1.7	1.1
えいごのまちだ事業費の増	1.9	0.8	1.1
鶴川第一小学校改築事業費の増※	3.2	2.1	1.1
町田第二小学校等屋外整備事業費の皆減	—	2.2	△2.2

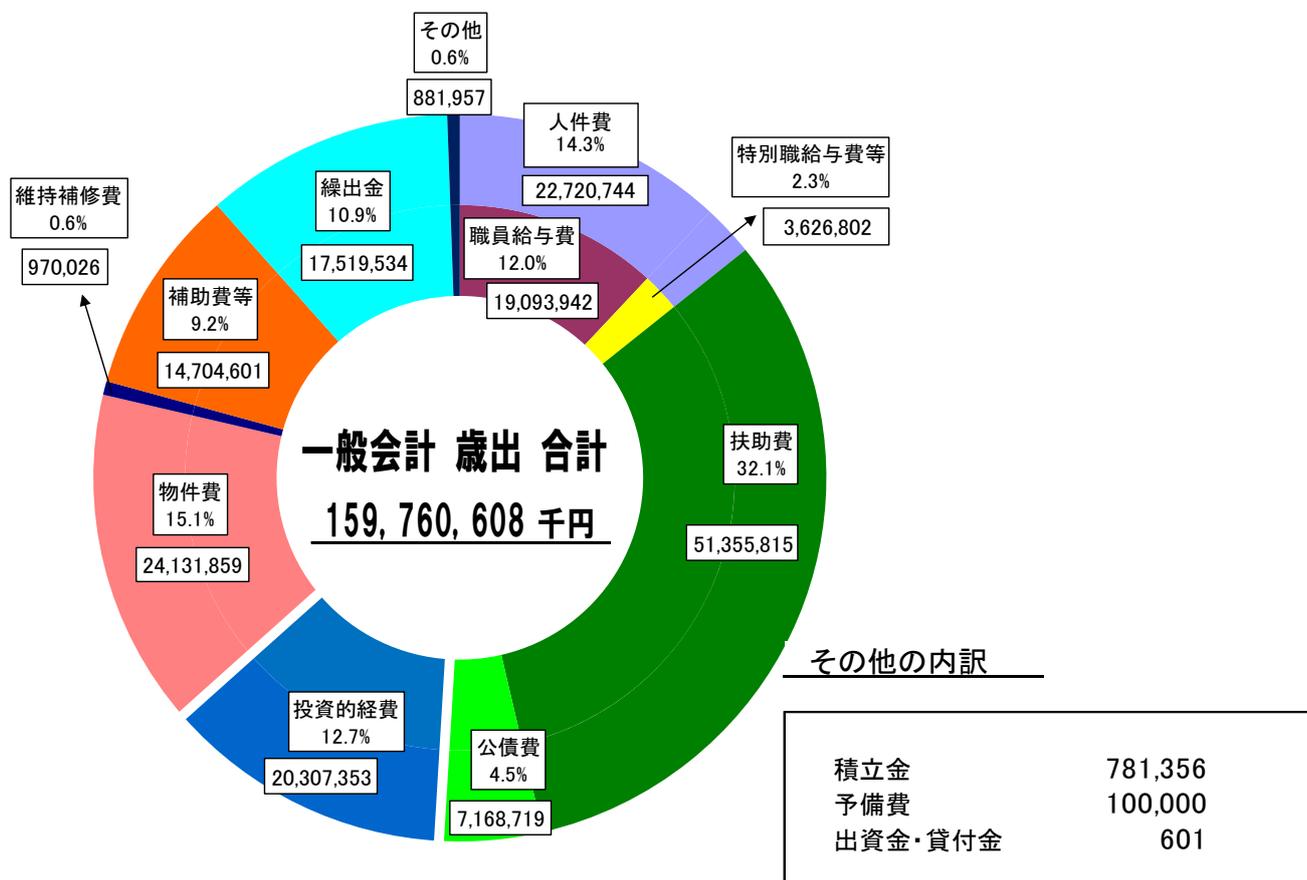
※国の補正予算に伴い、2018年度は事業費の一部を2017年度3月補正予算へ前倒し計上しています。

②性質別歳出の状況

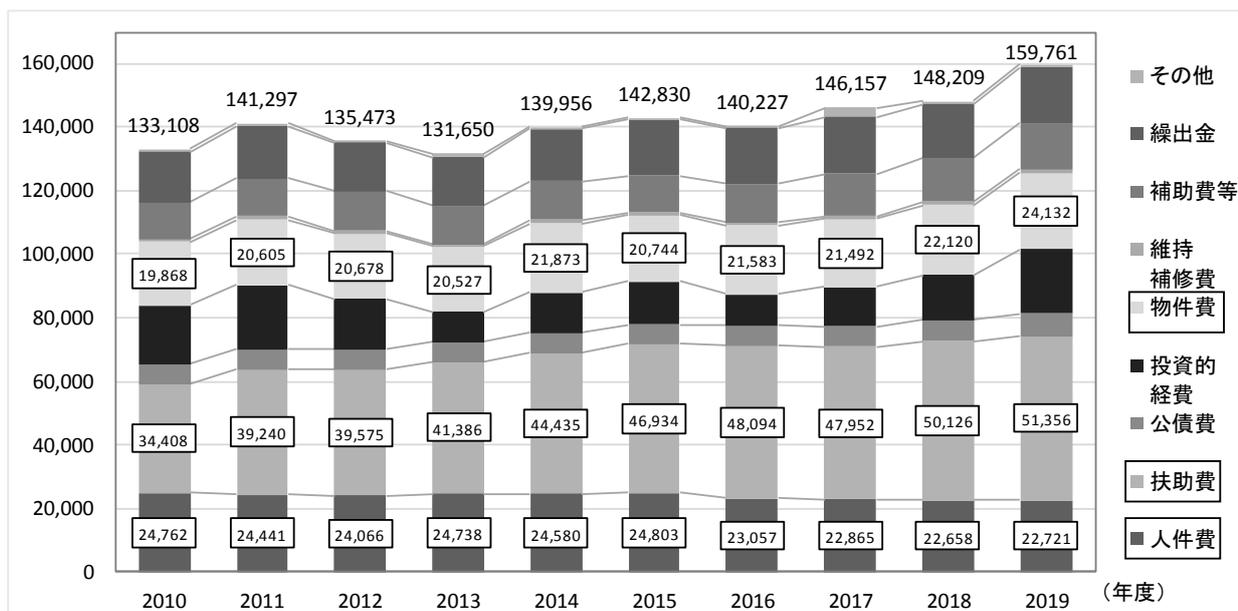
(単位:千円・%)

区 分	2019年度		2018年度		比 較		
	予 算 額	構 成 比	予 算 額	構 成 比	増 減 額	増 減 率	
義 務 的 経 費	人 件 費	22,720,744	14.3	22,657,797	15.3	62,947	0.3
	職 員 給 与 費	19,093,942	12.0	19,127,409	12.9	△ 33,467	△ 0.2
	特 別 職 給 与 費 等	3,626,802	2.3	3,530,388	2.4	96,414	2.7
	扶 助 費	51,355,815	32.1	50,125,652	33.8	1,230,163	2.5
	公 債 費	7,168,719	4.5	6,656,499	4.5	512,220	7.7
	計	81,245,278	50.9	79,439,948	53.6	1,805,330	2.3
投 資 的 経 費	20,307,353	12.7	13,984,196	9.4	6,323,157	45.2	
そ の 他 経 費	物 件 費	24,131,859	15.1	22,119,649	14.9	2,012,210	9.1
	維 持 補 修 費	970,026	0.6	1,070,985	0.7	△ 100,959	△ 9.4
	補 助 費 等	14,704,601	9.2	13,590,536	9.2	1,114,065	8.2
	繰 出 金	17,519,534	10.9	17,114,214	11.6	405,320	2.4
	出 資 金 ・ 貸 付 金	601	0.0	601	0.0	0	0.0
	積 立 金	781,356	0.5	789,204	0.5	△ 7,848	△ 1.0
	予 備 費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	0.0
	計	58,207,977	36.4	54,785,189	37.0	3,422,788	6.2
歳 出 合 計	159,760,608	100.0	148,209,333	100.0	11,551,275	7.8	

■ 2019年度 一般会計歳出予算 性質別内訳 (単位:千円)



■ 性質別歳出の推移（単位：百万円）



主な性質別歳出の増減要因

〔補助費〕

（単位：億円）

説明	2019年度	2018年度	増減額
認定こども園等施設型給付費の増	21.9	17.1	4.8
地域型保育給付費の増	9.3	4.6	4.7
障がい者サービス給付事業費の増	105.6	101.7	3.9
児童手当支給事業費の減	64.5	65.7	△1.2

〔投資的経費〕

（単位：億円）

説明	2019年度	2018年度	増減額
循環型施設整備事業費の増	39.9	21.5	18.4
野津田公園スポーツの森整備事業費の増	13.8	3.1	10.7
町田薬師池公園四季彩の杜整備事業費の増	15.4	7.2	8.2
室内プール改修事業費の増	14.5	6.4	8.1
町田第一中学校増改築事業費の増※	7.1	0.5	6.6
南町田駅周辺地区拠点整備事業費の減	26.3	33.5	△7.2

※国の補正予算に伴い、2018年度は事業費の一部を2017年度3月補正予算へ前倒し計上しています。

〔物件費〕

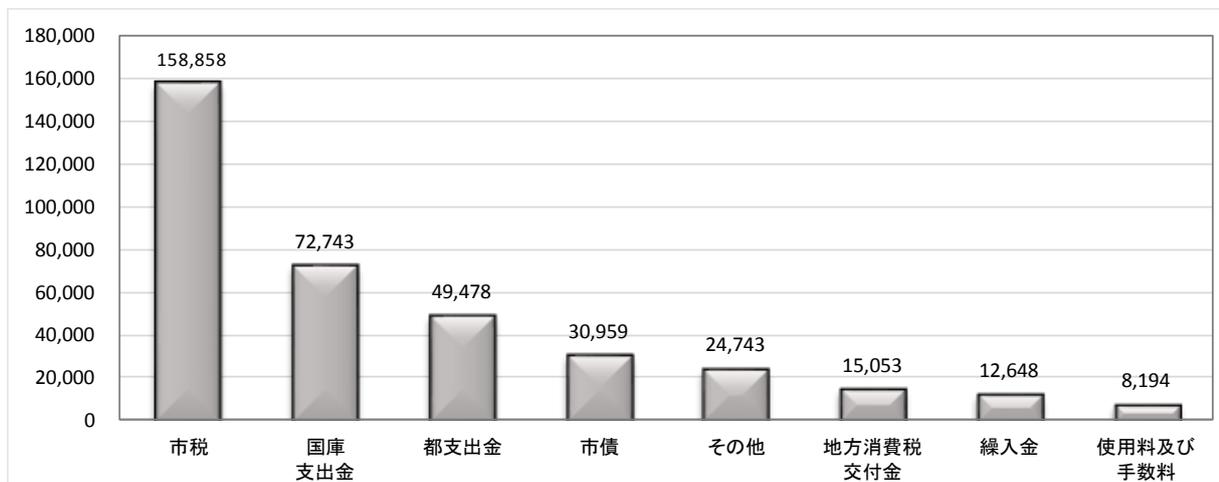
（単位：億円）

説明	2019年度	2018年度	増減額
プレミアム付商品券発行事業費の皆増	6.3	—	6.3
参議院議員選挙管理執行事務費の皆増	1.5	—	1.5
図書館システム管理事務費の増	2.8	1.7	1.1
税務系システム整備運用事業費の増	4.7	3.7	1.0

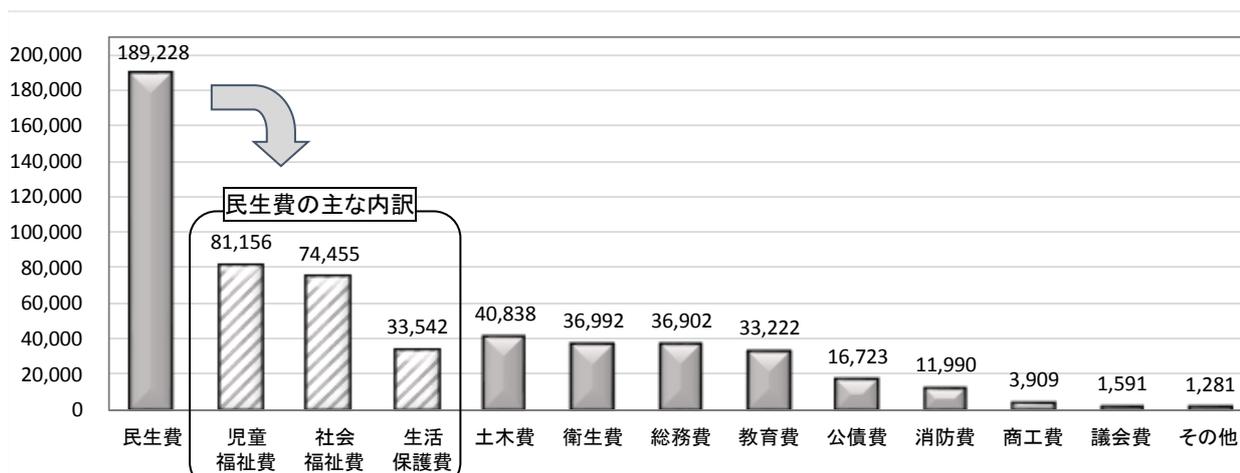
(3) 市民一人あたりでみた予算額（一般会計）

市民一人あたりでみた予算額の総額は、37万2,676円です。

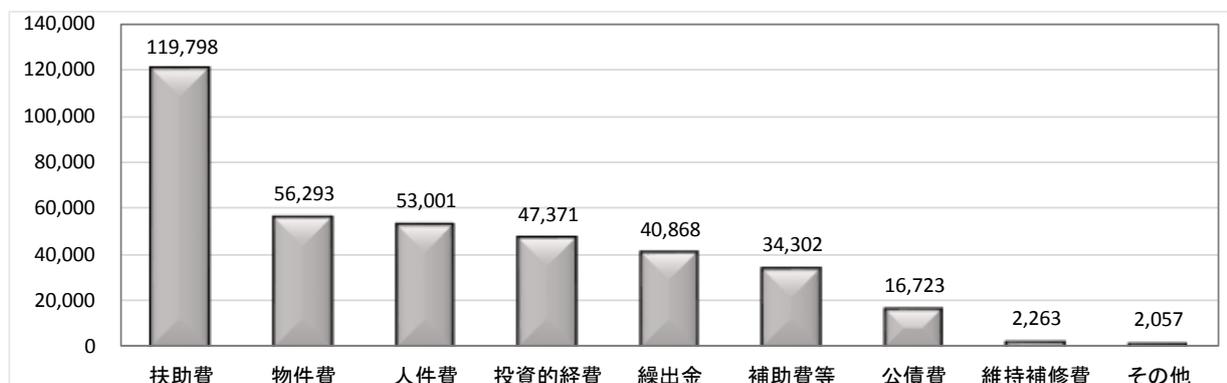
■歳入予算額（単位：円）



■目的別歳出予算額（単位：円）



■性質別歳出予算額（単位：円）



※市民一人あたりの予算額は、2019年度一般会計予算額1,597億6,061万円を2019年1月1日現在の人口42万8,685人で割り返した金額です。

(4) 積立金(基金)・市債

①積立金(基金)の状況

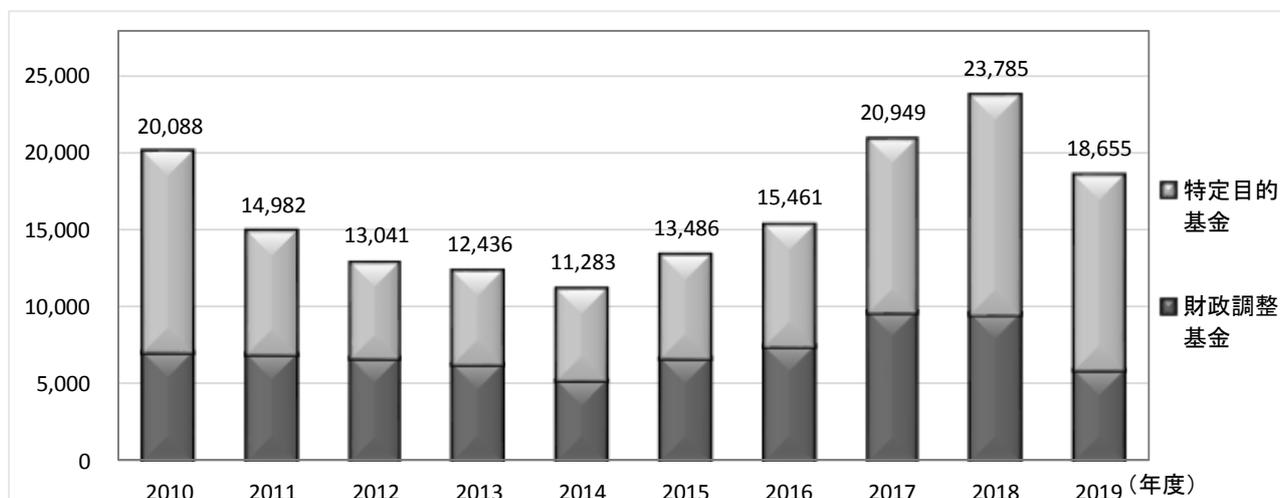
財政調整基金現在高は、2018年度末時点で95億2,367万円です。2019年度当初予算では36億3,875万円を取り崩し、現時点での2019年度末現在高見込額は58億8,522万円となります。

区 分	2017年度末 現在高	2018年度末 現在高見込額	2019年度中増減見込み		2019年度末 現在高見込額
			当該年度中 積立見込額	当該年度中 取崩・繰 見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
財政調整基金	9,699,039	9,523,669	307	3,638,754	5,885,222
公共施設整備等基金	4,668,839	6,449,274	—	900,000	5,549,274
緑地保全基金	1,776,477	1,679,597	161	246,504	1,433,254
福祉基金	75,480	73,025	8	238	72,795
職員退職手当基金	426,950	997,706	—	—	997,706
介護保険給付費 準備基金	2,373,867	2,724,356	1	500,000	2,224,357
廃棄物減量再資源化等 推進整備基金	1,833,383	1,954,491	449,204	551,858	1,851,837
まだ未来づくり基金	94,667	132,897	81,676	73,882	140,691
多摩都市モノレール基金	—	250,000	250,000	—	500,000
合 計	20,948,702	23,785,015	781,357	5,911,236	18,655,136

※ 2017年度末現在高は、出納閉鎖時の(2018年5月31日現在)現在高です。

※ 2018年度末現在高は、3月補正後時点の現在高です。

■基金の年度末現在高の推移(単位:百万円)



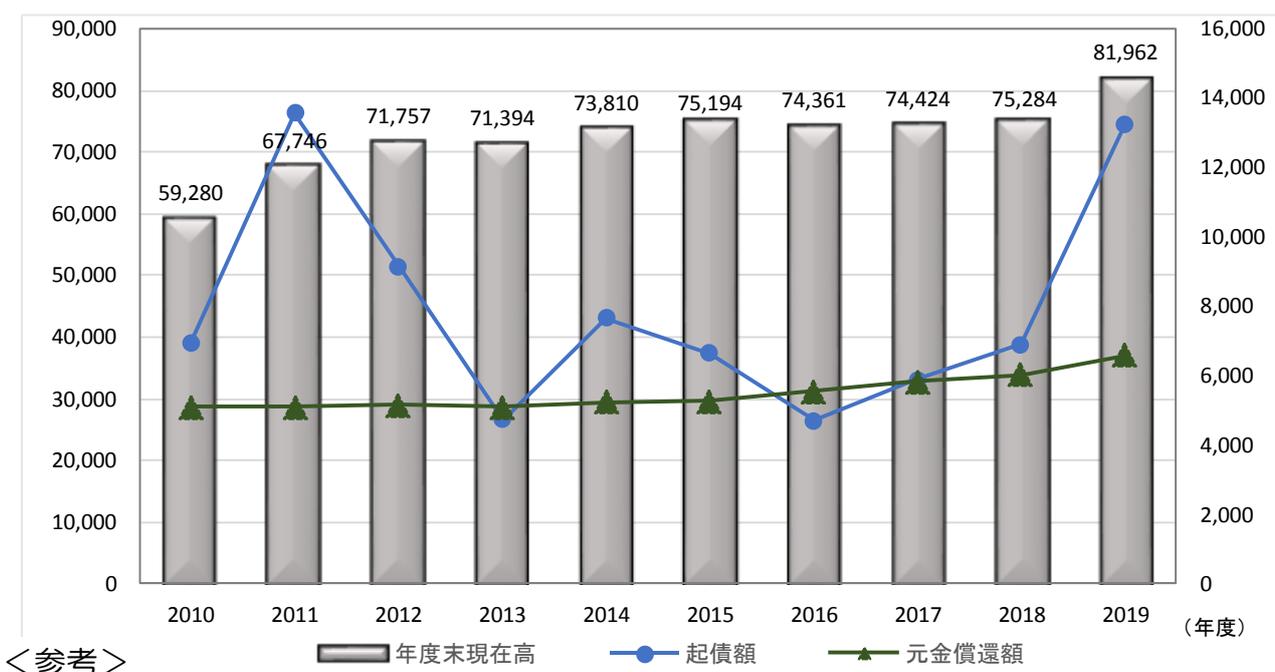
②市債の状況

一般会計の2019年度起債見込額は132億7,160万円となり、2019年度末の市債元金現在高見込額は819億6,246万円になります。

区 分	2017年度末 現在高	2018年度末 現在高見込額	2019年度中増減見込み		2019年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
一 般 会 計	千円 74,424,457	千円 75,284,051	千円 13,271,600	千円 6,593,191	千円 81,962,460
下 水 道 事 業 会 計	47,776,384	47,082,647	1,500,300	2,813,271	45,769,676
病 院 事 業 会 計	11,998,832	11,289,113	0	723,251	10,565,862
合 計	134,199,673	133,655,811	14,771,900	10,129,713	138,297,998

※2018年度末現在高は、3月補正予算後時点の現在高です。

■市債（一般会計）の年度末現在高等の推移（単位：百万円）



<参考>

【地方消費税交付金（社会保障財源分）】

2014年4月の地方消費税率の引上げに伴う交付金の増分は、以下の社会保障施策に要する経費の財源としています。（単位：億円）

社会保障施策に要する経費	2019年度 予算額	うち一般財源	
		地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
社会福祉	619.9	191.1	16.9
社会保険	155.3	136.8	12.1
保健衛生	34.7	30.7	2.7
合計	809.9	358.6	31.7

※地方消費税交付金（社会保障財源分）は、各経費に要する一般財源の比率に応じて活用しています。

※2019年10月の地方消費税率の引上げに伴う交付金の増分は、2020年度から収入されます。

3 未来づくりプロジェクト

「未来づくりプロジェクト」は、町田市の都市の魅力を高めるため、町田市が持つ強みと、市民生活をより充実させるための要素を結び、10年を超える長期的な視点に立って進める取り組みです。町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」の推進において先導的な役割を果たす5つのプロジェクトで構成されています。

5つのプロジェクト

① 地域社会づくりを基本とするまちづくりプロジェクト

地域自らが、地域の特性を活かしたまちづくりに主体的に取り組める地域社会づくりを進めます。

② 町田駅周辺の魅力を向上させるプロジェクト

ゆとりの空間確保や新たな賑わい創出など、町田駅周辺の魅力を向上させる取り組みを進めます。

③ 団地再生に向けたプロジェクト

団地を町田市の資産と捉え、その魅力をさらに高めていくための取り組みを進めます。

④ みどりを活用したまちづくりを推進するプロジェクト

薬師池公園をはじめ主要な公園の充実や農地の保全など、みどりの魅力を高める取り組みを進めます。

⑤ 基幹交通機能を強化するプロジェクト

新たな交通システムの構築、バスの利便性向上など、基幹交通機能を強化する取り組みを進めます。

5つのプロジェクトを実現するため、関係各課で構成する「未来づくりプロジェクト推進チーム」を2012年度に立ち上げ、それぞれの課題について検討を深め、事業化を進めてきました。

2019年度についても、組織横断的な検討を継続するとともに、具体的な事業の一層の推進を図ります。

～2019年度の主なプロジェクト事業～

① 地域社会づくりを基本とするまちづくりプロジェクト

事業費合計
4億2,026万円

地域活動の支援を行う「町田市地域活動サポートオフィス」を、2019年4月に開設します。

①地域活動に関する相談窓口、②団体間あるいは団体と企業などをつなぐコーディネート、③人材育成・組織運営に関する支援など、ソフト事業を中心とした総合的な支援を行います。

主な事業	事業費	担当部	
玉川学園コミュニティセンター整備事業	3億9,605万円	市民部 道路部	
新たな地域協働推進事業	2,421万円	市民部	

②町田駅周辺の魅力を向上させるプロジェクト

事業費合計
5億7,802万円

『町田市中心市街地まちづくり計画「夢 かなうまちへ」』に掲げた取り組みを進めることで、町田駅周辺の魅力を向上させます。

主な事業	事業費	担当部	
芹ヶ谷公園芸術の杜・（仮称）国際工芸美術館整備事業	4億8,344万円	政策経営部 文化スポーツ振興部 都市づくり部	
無電柱化推進事業	6,513万円	道路部	
中心市街地活性化推進事業	1,145万円	経済観光部	
小田急町田駅周辺地区整備事業	900万円	都市づくり部	
JR 町田駅南地区再整備事業	900万円	都市づくり部	

③団地再生に向けたプロジェクト

事業費合計
665万円

団地の特性に応じた「団地再生」について検討し、団地を中心とするまちの活性化を目指します。

主な事業	事業費	担当部	
団地再生推進事業	665万円	都市づくり部	

④みどりを活用したまちづくりを推進するプロジェクト

事業費合計
16億3,556万円

町田薬師池公園四季彩の杜の観光拠点としての魅力を向上させるため、2020年4月の西園オープンに向けてウェルカムゲートなどの整備を進めるとともに、効果的なプロモーションを推進します。また北部丘陵を中心とした里山環境の価値・魅力を活かしたまちづくりを進めます。

主な事業	事業費	担当部	
町田薬師池公園四季彩の杜整備事業	15億9,839万円	都市づくり部 経済観光部	
里山環境整備事業	3,717万円	経済観光部	

⑤基幹交通機能を強化するプロジェクト

事業費合計
5億3,094万円

多摩都市モノレール延伸に向け、導入空間の確保に向けた調査・検討を進めるとともに、モノレール駅周辺の基盤整備等にかかる事業費支出に備えて基金積立を行います。また、小田急多摩線延伸に向けた調査検討や、バスの利便性向上、交通空白地区の解消に向けた取組を進めます。

主な事業	事業費	担当部	
多摩都市モノレール延伸事業	3億9,328万円	都市づくり部 道路部	
路線バス利用促進事業	1億428万円	都市づくり部	
地域コミュニティバス運行事業	2,338万円	都市づくり部	
小田急多摩線延伸促進事業	1,000万円	都市づくり部	

4 町田市5カ年計画 17-21 における財政見通し（一般財源ベース）

町田市5カ年計画 17-21 財政見通しの2019年度（平成31）年度計画額と、予算額との比較及び計画の進捗状況は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	A 2017～2021年度 までの計画事業費	B 2019年度 (平成31年度) 計画額	C 2019年度 (平成31年度) 予算額	C-B 比較	D 計画の進捗状況 (2019年度まで：予算ベース)	
					D/A	
					予算額合計	進捗率
歳入（一般財源）	450,206	89,638	93,180	3,542	272,638	60.6%
市税	337,591	67,591	68,100	509	204,617	60.6%
譲与税・交付金等	62,909	11,432	12,589	1,157	34,512	54.9%
基金繰入金	19,391	3,572	4,539	967	12,206	62.9%
その他	30,315	7,043	7,952	909	21,303	70.3%
歳出（一般財源）	457,924	92,816	93,180	364	272,638	59.5%
義務的経費	204,165	40,970	41,902	932	123,108	60.3%
人件費	102,034	20,629	20,176	▲453	60,766	59.6%
正規職員	88,312	17,882	17,404	▲478	52,513	59.5%
うち退職手当【定年退職者分】	5,088	1,224	1,081	▲143	3,217	63.2%
嘱託・臨時職員	13,722	2,747	2,772	25	8,253	60.1%
扶助費	69,291	13,918	14,559	641	41,990	60.6%
公債費	32,840	6,423	7,167	744	20,352	62.0%
その他の経費	253,759	51,846	51,278	▲568	149,530	58.9%
繰出金等	93,072	18,720	16,791	▲1,929	50,715	54.5%
事業費	160,687	33,126	34,487	1,361	98,815	61.5%
経常事業費	116,185	23,157	24,002	845	69,885	60.1%
政策的事業費	33,167	7,702	7,757	55	21,422	64.6%
1 将来を担う人が育つまちをつくる			1,350			
2 安心して生活できるまちをつくる			708			
3 賑わいのあるまちをつくる			1,962			
4 暮らしやすいまちをつくる			1,503			
5 行政経営改革プラン			79			
6 公共施設等維持保全事業			862			
7 その他政策的事業			1,293			
システム経費	11,335	2,267	2,728	461	7,508	66.2%
歳入－歳出 (=▲収支不足額)	▲7,718	▲3,178	0		0	

＜歳入＞

◇歳入については、計画額よりも35億4千万円の増となりました。

譲与税・交付金等において、地方消費税交付金が19億8千万円の減となった一方で、地方交付税が18億8千万円、地方特例交付金が、幼児教育の無償化に係る地方負担分などにより13億5千万円、それぞれ増となったことなどにより11億6千万円の増となりました。また、基金繰入金においても財政調整基金繰入金が6億4千万円、公共施設整備等基金繰入金が3億3千万円、それぞれ増となったことにより9億7千万円の増となりました。

＜歳出＞

◇歳出については、計画額よりも3億6千万円の増となりました。

繰出金等において、国民健康保険事業会計繰出金について、国民健康保険の被保険者数の減などによる13億1千万円の減に加え、病院事業会計を除く全ての繰出金がそれぞれ減額したことにより19億3千万円の減となりました。一方で、公債費において、臨時財政対策債の発行額が増額となったことに伴う元金償還費の増などによる7億4千万円の増に加え、扶助費において、民間保育所等運営費の増などにより、6億4千万円の増となりました。

5 2019年度予算の主な事業

新規 全部もしくは一部が新たに実施する事業

(1) 町田市5ヵ年計画 17-21における主な取り組み(重点事業)

将来を担う人が育つまちをつくる

待機児童解消対策事業

5億7,574万円

小規模保育所4園の整備や既存保育所4園の改修、幼稚園1園の認定こども園への移行などの取り組みにより、154人の保育サービス定員増を図り、「待機児童ゼロ」を継続します。

放課後子ども教室「まちとも」推進事業

1億7,207万円

地域と学校の協働により、放課後の小学生が学習活動や体験活動などを行う放課後子ども教室「まちとも」の実施学校数を18校から26校に拡充します。

子どもクラブ整備事業

3億3,793万円

小山中学校区及び鶴川第二中学校区に設置する子どもクラブの建設工事と、南町田グランベリーパーク内の子どもクラブ開設に向けた準備を進めます。また、小山田中学校区に設置する子どもクラブの検討、実施設計を行います。

冒険遊び場補助事業

3,135万円

2019年5月に、市内4箇所目となる常設型冒険遊び場を、三ツ目山公園に開設します。また、補助基準額の改正を行い、冒険遊び場活動のさらなる充実を図ります。

新規 えいごのまちだ事業

1億8,553万円

「町田ならではの英語教育」を強力に推進し、町田の未来を支える人材を育成すると同時に、「英語教育で選ばれるまちだ」を実現します。

新規 教育の情報化推進事業

5億6,620万円

学校のICT環境の充実を図り、ICTを活用した効果的な授業を実施するため、機器の配備やシステムの構築を行います。また、個に応じた学びの最適化やソフトウェアを活用した協働学習の充実などについて実証を行い、ICT教育の方法論を確立するために「町田発未来型教育 実証モデル事業」を実施します

町田第一中学校改築事業

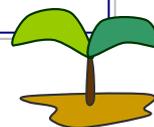
7億2,871万円

既存校舎の解体及び新校舎の建設工事に着手します。また、校庭の代替施設として使用している後田グラウンドの外周部分の整備を行います。

鶴川第一小学校改築事業

3億1,684万円

運動場及び外構の整備を行います。また、旧体育館棟の解体及び第二運動場の整備を行い、事業を完了します。



安心して生活できるまちをつくる

新たな地域協働推進事業

2,421 万円

市内活動団体支援のため、町田市地域活動サポートオフィスを2019年4月に開設します。

玉川学園コミュニティセンター整備事業

3 億 9,605 万円

玉川学園コミュニティセンターの建替工事及び(仮称)玉川学園前駅デッキを整備します。

よりよい介護サービス利用のための環境づくり

5 億 8,358 万円

介護人材の確保、育成、定着のため、介護人材開発事業に対する支援を行います。また、地域密着型サービス施設の整備に対する支援を行います。

がん予防対策推進事業

2 億 8,263 万円

がんの予防・早期発見・早期治療を目的に、5種類のがん検診等を実施します。

温浴施設整備事業

6,542 万円

新たな熱回収施設(焼却施設)で発生する熱エネルギーを有効活用するため、幅広い世代の健康増進と交流を図る温浴施設を、室内プールの付帯施設として整備します。

建築物耐震化促進事業・ブロック塀等撤去助成事業

4 億 4,039 万円

住宅と緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するため、建築物の耐震化費用を助成します。また、ブロック塀等の倒壊を防ぐため、塀の撤去費用を助成します。

汚水管渠地震対策事業(下水道事業会計)

1 億 3,440 万円

汚水管の耐震化設計を行います。また、避難施設にマンホールトイレシステムを整備します。

雨水管渠整備事業(下水道事業会計)

2 億 4,400 万円

浸水被害を軽減するため、雨水管を整備します。



賑わいのあるまちをつくる

新規 シティプロモーション推進事業

1 億 3,715 万円

まちだ〇ごと大作戦 18-20 で市民等の「やってみたい夢」を実現し、地域の活力を高めるとともに、定住・来訪促進のための情報発信をします。

南町田駅周辺地区拠点整備事業

26 億 6,952 万円

2019年秋のまちびらきに向け、駅・自由通路、公園、商業施設、パークライフ・サイトの一体的再整備を進めるとともに、駅北口広場のバス乗降場の屋根を設置します。

東京2020オリンピック・パラリンピック等国際大会推進事業

3,719 万円

ラグビーワールドカップ 2019 や東京 2020 大会に対する市民の関心を高め、まちを挙げた盛り上がりにつなげていきます。

町田市文化プログラム推進事業

2,123 万円

東京 2020 大会等を契機に「いつでも、どこでも、だれでも、あらゆる文化を楽しむまちづくり」に向けて町田市独自の文化プログラムを推進します。

スポーツをする場の環境整備事業

3,913 万円

市民誰もがスポーツに親しめる環境の創出のため、小山上沼公園内の二次調整池及び成瀬鞍掛スポーツ広場の整備を行います。

新規 町田薬師池公園四季彩の杜整備事業

15 億 9,839 万円

観光拠点としての魅力を高めるため、2020 年 4 月の西園のオープンに向けて、西園内に案内所やカフェ・レストラン等を備えたウェルカムゲートの整備を進めます。

野津田公園スポーツの森整備事業

14 億 120 万円

陸上競技場の観客席増設に伴う造成を進め、観客席の増設工事に着手します。また、公園の拡張区域において、多目的グラウンドの造成工事に着手します。

新規 芹ヶ谷公園芸術の杜・(仮称)国際工芸美術館整備事業

4 億 8,344 万円

”芸術の杜”という大きなテーマの中で、芹ヶ谷公園と(仮称)国際工芸美術館を一体的に整備するための設計等を行います。

香山緑地整備事業

2 億 2,352 万円

鶴川地域の観光拠点の一つとするため、書院造の建物と庭園を活かした緑地の整備に向け、建物の耐震改修実施設計及び庭園・基盤整備の設計を行います。

高ヶ坂縄文時代遺跡公園整備事業

4,020 万円

国指定史跡である高ヶ坂縄文時代遺跡のうち、八幡平遺跡の遺跡公園整備を行います。

新規 中心市街地活性化推進事業

1,145 万円

中心市街地に新たな賑わいを創出することを目的として、原町田大通りの利活用などに向けた公共空間利活用実証実験などの取り組みを進めます。

小田急町田駅周辺地区整備事業

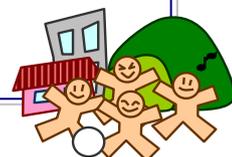
900 万円

多摩都市モノレール延伸を前提とした町田駅交通ターミナルの整備、駅前の新たな賑わいや交流の拠点の整備、集客機能の導入などの実現に向けた検討を行います。

JR 町田駅南地区再整備事業

900 万円

市営原町田一丁目駐車場周辺において、複合的な機能を持つ拠点を整備するため、市街地再開発事業等の検討及び再開発準備組織を設立します。



暮らしやすいまちをつくる

多摩都市モノレール延伸事業

3億9,328万円

多摩都市モノレール延伸に向けて、バス路線網再編、町田駅を含む沿線の拠点構築に向けた検討、導入空間の調査等を進めます。また、将来の基盤整備に備え基金積立を行います。

小田急多摩線延伸促進事業

1,000万円

小田急多摩線の延伸事業実施に向けた必要な調査を相模原市と共同で実施します。

路線バス利用促進事業

1億428万円

2018年度に引き続き、小山田桜台から唐木田方面にワゴン車を使用した運行を継続し、2019年8月から、小型バスを使用した運行を開始します。

地域コミュニティバス運行事業

2,338万円

現路線の運行に必要な経費の補助を行います。新たな公共交通サービスの導入に向けて、相原地区、つくし野地区、本町田地区の小型乗合交通による実証実験運行を行います。

里山環境整備事業

3,717万円

良好な里山環境の実現のために、「町田市北部丘陵活性化計画アクションプラン」を推進します。

循環型施設整備事業

41億2,620万円

循環型社会の構築に向け、熱回収施設等の整備、資源ごみ処理施設整備に向けた準備を進めます。

(仮称)町田スポーツ公園整備事業

1億205万円

最終処分場の池の辺地区について、公園を整備するための実施設計を行います。

鶴川駅周辺街づくり事業

1億4,690万円

「鶴川駅周辺再整備基本方針」に基づき、北口交通広場及び南北自由通路の基本設計等を行い、南口土地区画整理事業の事業認可を取得します。

相原駅周辺街づくり事業

1億2,325万円

町田街道の立体交差化に伴い、相原駅東口のアクセス路整備のための設計及び用地取得を行います。また、西口駅前の土地利用について検討します。

忠生579号線新設・忠生630号線改良事業

7億4,474万円

円滑な通行のため、都市計画道路と生活道路を結ぶ準幹線道路を整備します。

都市計画道路整備事業

6億6,740万円

円滑に移動できる道路網を実現するため、都市計画道路を整備します。



(2) その他の取り組み（公共施設等維持保全事業、行政経営改革プランなど）

公共施設等維持保全事業

35億 1,797万円

施設の安全性の確保と財政負担の平準化を図るため、計画的に施設の長寿命化工事を行います。

公共施設等マネジメント事業

1,061万円

公共施設再編計画に基づき、短期再編プログラムを計画的かつ効果的に推進します。

小・中学校適正規模・適正配置等推進事業

1,265万円

年少人口が減少する将来を見据えて、児童・生徒がより良い学習環境で学ぶことができるよう、小・中学校の適正規模・適正配置を推進します。

大地沢青少年センターあり方見直し事業

700万円

大地沢青少年センターのあり方見直しとして、2021年7月の民間活力の導入開始に向けて、最も効果的な方法を決定します。

新規 おうちごはん事業

895万円

困難を抱えた子育て世帯への支援として、2019年6月から、ひとり親家庭へ手作りのお弁当を配達するとともに、相談支援を行います。

新規 病児・病後児保育事業

1億 3,134万円

病児保育施設を町田地区に整備し、看護師が保育施設等の病児を迎えにいく、「病児保育お迎え事業」を新たに開始します。

新規 学校給食費公会計化事業

1,778万円

町田市立小学校の学校長が「私会計」として徴収・管理していた給食費を、2020年4月から市の予算に計上して徴収・管理する「公会計」に移行するための準備を行います。

新規 教員の働き方改革推進事業

1億 4,660万円

「町田市立小学校における働き方改革プラン」に基づいて、教員の働き方改革を推進します。

新規 小・中学校体育館空調設備設置事業

9,950万円

小・中学校の体育館に空調設備を設置するため、中学校20校、小学校7校の実施設計を行います。

新規 総合体育館映像装置整備事業

1億 7,435万円

競技スポーツの場の整備のため、ふるさと納税を活用して総合体育館メインアリーナに大型映像装置を整備し、2019年12月から供用開始します。

新規 鉄道駅ホームドア整備補助事業

1,000万円

小田急線及びJR横浜線の町田駅のホームドア整備に係る事業費の補助を行います。2019年度は小田急線町田駅2番線ホームの補強工事に補助を行います。

新規 考古・歴史・民族資料活用事業

562万円

2019年6月の町田市立博物館閉館を機に、資料の新たな活用策として、インターネット上で考古・歴史・民俗資料を閲覧できるシステム「町田デジタルミュージアム」を構築します。

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第13号議案 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 学校給食問題協議会委員の報酬額を改めるため及び学校適正規模・適正配置等審議会の設置に伴い関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 学校給食問題協議会（報酬額の改定・2019年4月1日施行） <改定前> ・委員一律 月額 10,500円</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><改定後> ・会 長 日額 25,500円 ・学識経験者 日額 21,700円 ・その他委員 日額 10,000円</p> <p>○ 学校適正規模・適正配置等審議会（報酬の追加・2019年8月1日施行） <新規> ・会 長 日額 25,500円 ・学識経験者 日額 21,700円 ・その他委員 日額 10,000円</p> <p>【議案の法的根拠】</p> <p>○ 町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例 ○ 町田市立学校適正規模・適正配置等審議会条例</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>総務部 職員課長 老沼</p>	<p>電話</p>	<p>724-2761</p>

議案概要

議案名	第14号議案 町田市消防団に関する条例の一部を改正する条例				
<p>【議案提出の目的】 消防団員への費用弁償の支給時期等を実態に合わせて柔軟に対応できる方法に改めるため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 費用弁償の支給方法に関する規定を改めます。</p> <p>＜改正前＞</p> <table border="1" data-bbox="229 546 1101 636"><tr><td>・費用弁償は、その出動数に応じ翌月支給する。 ・費用弁償の支給方法は、町田市一般職の職員の例による。</td></tr></table> <p style="text-align: center;"></p> <p>＜改正後＞</p> <table border="1" data-bbox="229 752 900 797"><tr><td>・費用弁償の支給方法は、市長が別に定める。</td></tr></table> <p>○ 2019年4月1日から施行します。</p> <p>【経緯】</p> <p>○ 消防団員への費用弁償は、現在の条例の規定上、「その出動数に応じ翌月支給する」のが原則となっていますが、消防団員は、本業のかたわらで事務処理を行っているため、出動記録のとりまとめ等に時間を要し、翌月に支給する運用が難しい状況です。</p> <p>○ 本件については、2017年度の包括外部監査において、「消防団員は非常勤職員であり日中は各自の職についており、仕事と水火災等出動の合間を縫って出動記録を作成していることから、条例に定められた支払期限までに当該記録を提出することが現実的に困難であることも考えられる。このため、実態に即して出動の翌々月に支給するように条例を改めることも一つの方法である」との意見をいただいています。</p> <p>○ 以上の状況を踏まえ、消防団員への費用弁償の支給時期等を実態に合わせて柔軟に対応できる方法に改めるため、この改正を行うものです。</p>				・費用弁償は、その出動数に応じ翌月支給する。 ・費用弁償の支給方法は、町田市一般職の職員の例による。	・費用弁償の支給方法は、市長が別に定める。
・費用弁償は、その出動数に応じ翌月支給する。 ・費用弁償の支給方法は、町田市一般職の職員の例による。					
・費用弁償の支給方法は、市長が別に定める。					
問合せ先	防災安全部 防災課長 鈴木	電話	724-3075		

議案概要

議案名	第15号議案 町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例
------------	-------------------------------------

【議案提出の目的】

国民健康保険財政の健全化を図ることを目的として、国民健康保険税の税率を改定するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 国民健康保険税の保険税率を次のとおり改定します。

<改定前>

区分	医療分		支援分		介護分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
税率	5.20%	30,000円	1.76%	10,200円	1.55%	12,000円



<改定後>

区分	医療分		支援分		介護分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
税率	5.40%	31,100円	1.82%	10,500円	1.61%	12,400円

増減 +0.20pt +1,100円 +0.06pt +300円 +0.06pt +400円

【モデルケースにおける年税額】

・ 3人世帯の場合

(夫 43 歳→前年中の所得 200 万円、妻 41 歳→所得なし、子ども→所得なし)

<改定前>286,700 円 → <改定後>296,800 円 (増額 10,100 円)

・ 年金受給者 2 人世帯の場合

(夫 70 歳→前年中の年金所得 150 万円、妻 65 歳→前年中の年金所得なし)

<改定前>161,800 円 → <改定後>167,500 円 (増額 5,700 円)

※ 所得は収入から必要経費を控除した額です。

○ 2019 年 4 月 1 日から施行します。

問合せ先	いきいき生活部 保険年金課長 岡林	電話	724-4027
------	-------------------	----	----------

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第16号議案 町田市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例及び町田市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 所期の目的を達成した2本の条例を廃止するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町田市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例及び町田市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止します。 ○ 2019年4月2日に施行します。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町田市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例 国民健康保険の被保険者が高額療養費制度を利用する場合、一旦、医療機関に医療費を支払ったうえで、後日、保険者から自己負担の限度額を超えた分を高額療養費として払戻しを受ける仕組みになっています。このため、一時的に自己負担限度額を超えた医療費の支払いを余儀なくされる被保険者に対し、高額療養費相当額を貸し付けることで、払戻しを受けるまでの被保険者の経済的負担を軽減することを目的として、1978年にこの条例を制定しました。 その後、被保険者の医療機関の窓口での支払いを自己負担の限度額までとすることができる限度額適用認定証等の制度（入院については2007年度から、外来については2012年度から）が導入されたことにより、被保険者が医療機関の窓口で自己負担限度額を超えた医療費を支払う機会が減少しました。このため、2013年度を最後に、この条例に基づく貸付けの実績はなく、条例を廃止するものです。 ○ 町田市国民健康保険出産費資金貸付基金条例 国民健康保険の被保険者が出産一時金の支給を受ける場合、被保険者が医療機関等に出産費を支払ったうえで、後日、保険者から被保険者に出産一時金が支払われる仕組みになっています。このため、一時的に高額な出産費の支払いを余儀なくされる被保険者に対し、出産費を貸し付けることで、出産一時金の支給を受けるまでの被保険者の経済的負担を軽減することを目的として、2001年にこの条例を制定しました。 その後、2009年度から、国民健康保険の被保険者に代わって直接医療機関等が出産育児一時金の支給を受けることができる直接支払制度等が導入されたことにより、被保険者が医療機関等の窓口で高額な出産費を支払う機会が減少しました。このため、2016年度を最後に、この条例に基づく貸付けの実績はなく、条例を廃止するものです。 			
<p>問合せ先</p>	<p>いきいき生活部 保険年金課長 岡林</p>	<p>電話</p>	<p>724-4027</p>

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第17号議案 町田市子どもセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 小山子どもクラブの開設の延期に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 町田市子どもセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を1年間延長します。</p> <p><施行期日> 改正前 条例の公布の日（2018年7月3日）から起算して <u>1年</u>を超えない範囲内において規則で定める日</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>改正後 条例の公布の日（2018年7月3日）から起算して <u>2年</u>を超えない範囲内において規則で定める日</p> <p>○ 公布の日から施行します。</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>子ども生活部 児童青少年課長 鈴木</p>	<p>電話</p>	<p>724-4097</p>

議案概要

議案名	第18号議案 町田市原町田一丁目自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】			
<p>駐車場の開場時間を変更するとともに、駐車料金に利用料金制[※]を導入するため、所要の改正をするものです。</p> <p>※利用料金制とは、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることをいいます。</p>			
【議案の内容】			
○ 原町田一丁目駐車場の開場時間を変更します。			
改正前		⇒	改正後
午前6時から午後11時まで			24時間
○ 駐車料金について変更します。			
	改正前	⇒	改正後
駐車料金の収受	市		指定管理者
駐車料金の額	条例で設定		条例の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める。
回数駐車券、パーキングカード、定期駐車券を発行することができる者	市長		指定管理者
○ 2020年4月1日から施行します。			
【過去の実績】			
○ 利用料金収入 85,543千円（2017年度）			
○ 駐車台数 142,830台（2017年度）			
【改正により何が変わるか】			
○ 指定管理者が利用料金を収入として得ることになるため、指定管理者の創意工夫によって利用者拡大に向けた取り組みが促進され、多くの人々が利用しやすい運営が期待できます。			
○ これまで夜間の出庫が出来ませんでした。24時間運営とすることで、昼夜を問わず入出庫が可能となるため、利用者にとっての利便性向上に繋がります。			
問合せ先	経済観光部 産業政策課長 井上		電話 724-2129

議案概要

議案名	第19号議案 町田市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例														
<p>【議案提出の目的】 放置自転車等の移送及び保管に要した費用の納付額を引き上げるため及び市営自転車等駐車場の管理・運営主体の変更等に伴い関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 移送及び保管に要した費用の納付額を引き上げます。(2019年10月1日施行)</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">改正前</th> <th></th> <th style="text-align: center;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自転車1台につき</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> </tr> <tr> <td>原動機付自転車1台につき</td> <td style="text-align: center;">4,000円</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 市営の自転車等駐車場に放置された自転車等に対する措置に関する規定を削ります。(2019年4月1日施行)</p> <p>○ 移送した放置自転車等の措置について、売却に関する規定を明記するとともに、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に規定する取扱いに合わせて、処分告示に関する規定を削ります。(公布の日から施行)</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律</p> <p>【経緯】 ○ 放置自転車等の撤去及び自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用と実際に徴取している移送料に乖離があり、是正する必要があります。 ○ 町田市自転車等駐車場条例が2019年3月31日をもって廃止(2018年12月議会において議決済み。)になることに伴い、市営自転車等駐車場に関する規定を削除する必要があります。</p>					改正前		改正後	自転車1台につき	2,000円	⇒	3,000円	原動機付自転車1台につき	4,000円	⇒	5,000円
	改正前		改正後												
自転車1台につき	2,000円	⇒	3,000円												
原動機付自転車1台につき	4,000円	⇒	5,000円												
問合せ先	道路部 道路管理課長 大貫	電話	724-4245												

議案概要

議案名	第20号議案 町田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例																				
<p>【議案提出の目的】 市民住宅を町田市外の子育て世帯を対象とした町田市への定住促進住宅として活用するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 申込者の資格から町田市内の居住要件を削除し、町田市外の子育て世帯を受け入れられるようにします。 ○ 2019年4月1日から施行します。 <p><施設概要></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 40%;">金森市民住宅（2戸）</th> <th style="width: 40%;">忠生市民住宅（3戸）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所在地</td> <td>町田市金森東三丁目7番</td> <td>町田市忠生一丁目26番地3 忠生一丁目19番地1</td> </tr> <tr> <td>敷地の面積</td> <td>11,612.11 m² (金森市営住宅全体敷地面積)</td> <td>12,978.65 m² (忠生市営住宅全体敷地面積)</td> </tr> <tr> <td>施設の構造</td> <td>耐火4階建 (金森市営住宅全体)</td> <td>耐火5階建及び7階建 (忠生市営住宅全体)</td> </tr> <tr> <td>施設の面積</td> <td>68.45 m² (1戸あたり)</td> <td>65.40 m² (1戸あたり)</td> </tr> <tr> <td>施設の開設年月</td> <td>1996年6月</td> <td>2001年4月</td> </tr> </tbody> </table> <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条（地方公共団体による賃貸住宅の建設） <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民住宅は、市営住宅（シルバーピア住宅）に入居する高齢者等の自立生活を支援する生活協力員の相談室付き住戸として、市営住宅と一体で建設したものです。しかしながら、住み込みが前提となる生活協力員は応募がなく、今後は通勤型の支援協力員に切替えて募集する方針です。このため、今後利用が見込まれない住戸部分について、定住促進事業により住戸の活用を図るものです。 				名称	金森市民住宅（2戸）	忠生市民住宅（3戸）	所在地	町田市金森東三丁目7番	町田市忠生一丁目26番地3 忠生一丁目19番地1	敷地の面積	11,612.11 m ² (金森市営住宅全体敷地面積)	12,978.65 m ² (忠生市営住宅全体敷地面積)	施設の構造	耐火4階建 (金森市営住宅全体)	耐火5階建及び7階建 (忠生市営住宅全体)	施設の面積	68.45 m ² (1戸あたり)	65.40 m ² (1戸あたり)	施設の開設年月	1996年6月	2001年4月
名称	金森市民住宅（2戸）	忠生市民住宅（3戸）																			
所在地	町田市金森東三丁目7番	町田市忠生一丁目26番地3 忠生一丁目19番地1																			
敷地の面積	11,612.11 m ² (金森市営住宅全体敷地面積)	12,978.65 m ² (忠生市営住宅全体敷地面積)																			
施設の構造	耐火4階建 (金森市営住宅全体)	耐火5階建及び7階建 (忠生市営住宅全体)																			
施設の面積	68.45 m ² (1戸あたり)	65.40 m ² (1戸あたり)																			
施設の開設年月	1996年6月	2001年4月																			
問合せ先	都市づくり部 住宅課長 泉	電話	724-4269																		

議案概要

議案名	第 2 1 号議案 町田市立公園条例の一部を改正する条例
-----	------------------------------

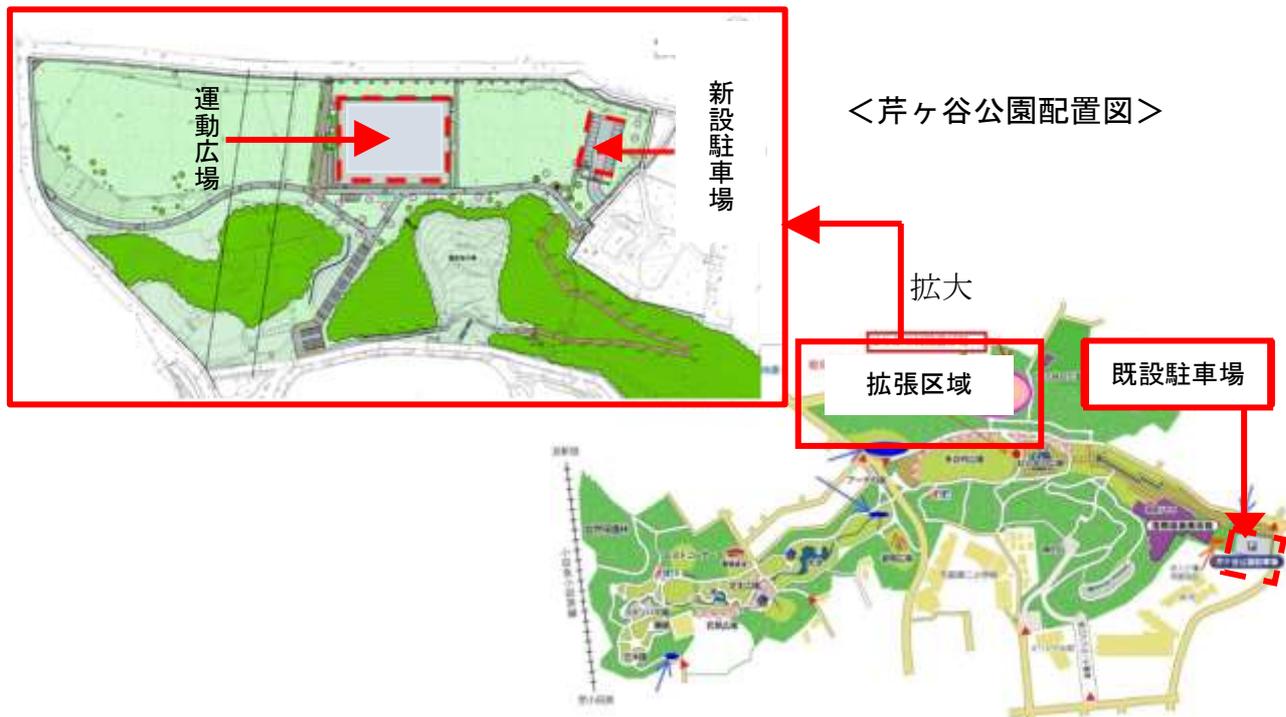
【議案提出の目的】

芹ヶ谷公園の再整備に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 新たに有料公園施設として設置する芹ヶ谷公園運動広場に関する規定を加えます。
- 芹ヶ谷公園駐車場の駐車料金に関する規定を改めます。
- 公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

			料金	
芹 ヶ 谷 公 園	運動 広場	午前9時から午後5時まで	1,050円/2時間	
	駐車場	午前6時から午後7時まで	準中型・普通自動車	(1) 1時間まで無料 (2) 1時間を超え1時間30分まで100円 (3) 1時間30分を超え8時間まで 前号に定める金額に、1時間30分を超える部分について30分までごとに50円を加えた金額 (4) 8時間を超える場合 800円 ※平日も料金を徴収します。



【議案の法的根拠】

- 地方自治法第244条の2（公の施設の設置、管理及び廃止）

問合せ先	都市づくり部 公園緑地課長 守田	電話	724-4397
------	------------------	----	----------

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第 2 2 号議案 町田市下水道条例の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、下水道使用料の算定方法に関する規定を改めるため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道使用料に加算する額を、引上げ後の消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とします。 ○ 検針日等によって適用される税率が異なるという事態を避けるため、すべての下水道使用者に対して、2019年12月分の下水道使用料から新税率を適用することとします。 ○ 2019年10月1日から施行します。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消費税法第29条（税率） ○ 地方税法第72条の83（地方消費税の税率） 			
<p>問合せ先</p>	<p>下水道部 下水道総務課長 今國</p>	<p>電話</p>	<p>724-4279</p>

議案概要

議案名	第23号議案 町田市議会議員及び町田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例														
<p>【議案提出の目的】 公職選挙法の改正に伴い、町田市議会議員選挙における選挙運動用ビラの作成に要する費用を公費負担とするため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町田市議会議員選挙における選挙運動用ビラの作成に要する費用を公費負担の対象とするため、関連する規定を改めます。 ○ 2019年4月1日から施行します。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公職選挙法の一部を改正する法律 <p>【改正により何が変わるか】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 選挙運動用ビラについて、これまでの公職選挙法では、市長選挙に限り頒布を認め、条例で定めるところにより、その作成費用を公費負担とすることが認められていました。今回改正される公職選挙法（2019年3月1日施行）では、市議会議員選挙においてもこれらが認められることとなります。そこで、本条例の関連する規定を改め、町田市議会議員選挙における選挙運動用ビラの作成費用を公費負担の対象とします。この条例改正により、有権者が町田市議会議員選挙候補者の政策等を知る機会が拡充されます。 <p><選挙運動用ビラの公費負担></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 40%;">市議会議員選挙（新規）</th> <th style="width: 40%;">市長選挙（既存）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単価の限度額</td> <td style="text-align: center;">7円51銭</td> <td style="text-align: center;">7円51銭</td> </tr> <tr> <td>作成枚数の限度</td> <td style="text-align: center;">候補者一人につき2種類のビラあわせて4,000枚</td> <td style="text-align: center;">候補者一人につき2種類のビラあわせて16,000枚</td> </tr> <tr> <td>公費負担限度額</td> <td style="text-align: center;">7円51銭×4,000枚 =30,040円</td> <td style="text-align: center;">7円51銭×16,000枚 =120,160円</td> </tr> </tbody> </table>					市議会議員選挙（新規）	市長選挙（既存）	単価の限度額	7円51銭	7円51銭	作成枚数の限度	候補者一人につき2種類のビラあわせて4,000枚	候補者一人につき2種類のビラあわせて16,000枚	公費負担限度額	7円51銭×4,000枚 =30,040円	7円51銭×16,000枚 =120,160円
	市議会議員選挙（新規）	市長選挙（既存）													
単価の限度額	7円51銭	7円51銭													
作成枚数の限度	候補者一人につき2種類のビラあわせて4,000枚	候補者一人につき2種類のビラあわせて16,000枚													
公費負担限度額	7円51銭×4,000枚 =30,040円	7円51銭×16,000枚 =120,160円													
問合せ先	選挙管理委員会事務局課長 須崎	電話	724-2168												

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第24号議案 町田市立学校適正規模・適正配置等審議会条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 町田市立学校の教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、町田市教育委員会の附属機関として、町田市立学校適正規模・適正配置等審議会を設置することを目的として、制定するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 町田市立学校適正規模・適正配置等審議会の設置及び運営について、必要な事項を定めま す。</p> <p>＜委員会の所掌事務＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立学校の適正規模に関すること ・市立学校の適正配置に関すること ・市立学校の通学区域に関すること ・上記のほか、教育委員会が必要と認める事項 <p>＜委員構成＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学識経験を有する者 2人以内 ・市立学校の児童又は生徒の保護者 2人以内 ・市内の町内会又は自治会の代表 2人以内 ・市立学校の教職員の代表 2人以内 <p>○ 2019年8月1日から施行します。</p> <p>【議案の法的根拠】</p> <p>○ 地方自治法第202条の3（附属機関）</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>学校教育部 教育総務課長 田中</p>	<p>電話</p>	<p>724-2172</p>

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第25号議案 町田市立小学校等の学校給食費に関する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 町田市立小学校等の学校給食費の公会計化を実施するにあたり、必要な事項を定めるため、制定するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校給食費の徴収、金額その他必要な事項について定めています。 ○ 対象となる学校 <ul style="list-style-type: none"> ・町田市立小学校全校 ・町田市立武蔵岡中学校 ○ 2020年4月1日から施行します。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校給食法第4条（義務教育諸学校の設置者の任務） ○ 学校給食法第11条第2項（経費の負担） <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町田市立小学校等の学校給食費は、現在、学校長が「私会計」として徴収と管理の責任を負っています。学校によって徴収と管理の方法は少しずつ異なりますが、保護者が学校に出向いて学校給食費を集金したり、教員が学校給食費のとりまとめや督促等の業務に関わることが一般的となっているため、こうした業務が学校長のみならず保護者や教員の負担となっています。 <p>【制定により何が変わるか】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校給食費を市の予算に計上して、市長の責任で徴収及び管理を行う「公会計」に移行します。このことで、学校給食費の徴収及び管理に関し、保護者、学校長及び教員の負担が解消されます。 			
<p>問合せ先</p>	<p>学校教育部 保健給食課長 有田</p>	<p>電話</p>	<p>724-2177</p>

議案概要

議案名	第26号議案 鶴間公園整備工事（その2）請負契約		
<p>【議案提出の目的】 「鶴間公園整備工事（その2）」として、鶴間公園を整備するため、工事請負契約を締結するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 工事内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツエリア テニスコート 砂入人工芝コートを3面整備 グラウンド 人工芝コートを整備 (5,100㎡・少年サッカー、少年野球など) 駐車場 133台の駐車枠を整備 プレイグラウンド 健康遊具6基、大型ネット遊具1基を整備、噴水広場を整備 せせらぎ広場 既設井戸、流れを改修整備 ・ 多目的広場 天然芝の広場を整備 (8,100㎡・最大幅138m×81m) ・ 鶴間公園全域 植栽を整備 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約） <p>【契約の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約目的 鶴間公園整備工事（その2） ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 861,553,584円 ○ 契約相手方 東京都日野市神明二丁目1番地12 世東工・土屋特定建設工事共同企業体 代表者 世紀東急工業 株式会社 多摩営業所 所長 角田 務 ○ 工 期 契約確定の日から2019年10月25日まで 			
問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 山本 (工事内容) 都市づくり部 公園緑地課長 守田	電話	724-2523 724-4398

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第27号議案 芹ヶ谷公園整備工事（その2）請負契約</p>		
<p>【議案提出の目的】</p>			
<p>「芹ヶ谷公園整備工事（その2）」として、都営住宅跡地及び斜面地を中心としたエリアの植栽及び階段等の工事を行うため、工事請負契約を締結するものです。</p>			
<p>【議案の内容】</p>			
<p>○ 工事内容</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・芝生広場 天然芝の広場を整備 ・デッキスロープ デッキスロープを整備（延長 220m、幅員 1.8m） ・大型滑り台 大型滑り台を設置（延長 46m） ・新設駐車場 20 台の駐車枠を整備 ・かまどベンチ 災害時にかまどに変わるベンチ 4 基を設置 ・工事範囲全域 樹木を植栽 ・階段 階段を整備（延長 10m、幅員 10m及び延長 43m、幅員 5m） 他 			
<p style="text-align: center;">芹ヶ谷公園 配置図</p>			
<p>【議案の法的根拠】</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約） 			
<p>【契約の概要】</p>			
<p>○ 契約目的</p>	<p>芹ヶ谷公園整備工事（その2）</p>		
<p>○ 契約方法</p>	<p>条件付一般競争入札</p>		
<p>○ 契約金額</p>	<p>371,919,276 円</p>		
<p>○ 契約相手方</p>	<p>東京都町田市原町田六丁目 22 番 9 号 株式会社 石井工務店 代表取締役社長 若林 克典</p>		
<p>○ 工 期</p>	<p>契約確定の日から 2020 年 2 月 17 日まで</p>		
<p>問合せ先</p>	<p>(契約内容) 財務部 契約課長 山本 (工事内容) 都市づくり部 公園緑地課長 守田</p>	<p>電話</p>	<p>724-2523 724-4398</p>

議案概要

議案名	第28号議案 町田薬師池公園四季彩の杜ウェルカムゲート整備工事（その2）請負契約
-----	--

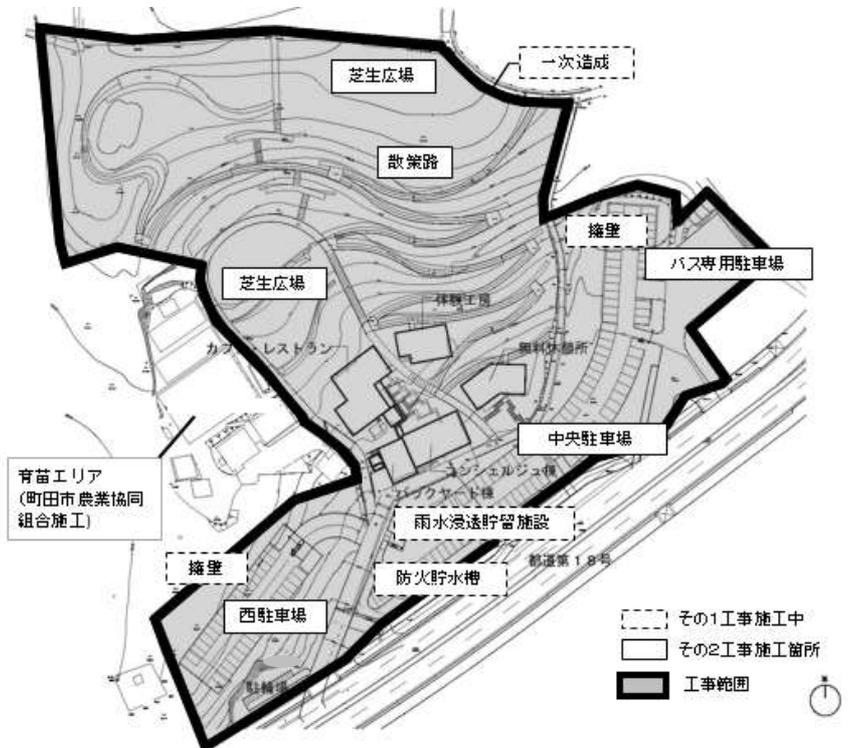
【議案提出の目的】

「町田薬師池公園四季彩の杜ウェルカムゲート整備工事（その2）」として、外構整備をするため、工事請負契約を締結するものです。

【議案の内容】

- 工事内容
 - ・ 芝生広場
天然芝の広場を
2箇所整備
 - ・ 駐車場
普通車 131 台の駐車枠を
整備
バス 8 台の駐車枠を整備
 - ・ 散策路
園路、階段、手摺りを整備
 - ・ 工事範囲全域
樹木を植栽

他



【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）
- 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）

【契約の概要】

- 契約目的 町田薬師池公園四季彩の杜ウェルカムゲート整備工事（その2）
- 契約方法 条件付一般競争入札
- 契約金額 441,350,208円
- 契約相手方 東京都町田市忠生三丁目13番地21
株式会社 南州建設開発興業
代表取締役 岩切 克之
- 工期 契約確定の日から2020年3月16日まで

問合せ先	（契約内容）財務部 契約課長 山本	電話	724-2523
	（工事内容）都市づくり部 公園緑地課長 守田		724-4398

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第29号議案 町田薬師池公園四季彩の杜ウェルカムゲート新築工事請負契約</p>		
<p>【議案提出の目的】</p>			
<p>薬師池公園四季彩の杜全体の総合案内機能や玄関口、駐車場、飲食、物品販売、休憩所等の機能を持つ施設群を整備するため、工事請負契約を締結するものです。</p>			
<p>町田薬師池公園四季彩の杜ウェルカムゲートエリア</p>			
<p>【議案の内容】</p>			
<p>○工事内容</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・(コンシェルジュ棟)木造 地上1階建 延床面積 151.13㎡ 建築面積 175.04㎡ ・(カフェ・レストラン)木造一部鉄骨造 地上1階建 延床面積 231.31㎡ 建築面積 259.09㎡ ・(無料休憩所)木造 地上1階建 延床面積 121.72㎡ 建築面積 136.93㎡ ・(体験工房)木造一部鉄骨造 地上1階建 延床面積 149.39㎡ 建築面積 156.67㎡ ・(その他)バックヤード棟、エレベーター棟、 公共歩廊、ゴミ置場等の新築工事及び外構工事 延床面積 合計 760.62㎡ 建築面積 合計 864.38㎡ 			
			
			
<p>【議案の法的根拠】</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約） 			
<p>【契約の概要】</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 契約目的 町田薬師池公園四季彩の杜ウェルカムゲート新築工事 ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 305,344,080円 ○ 契約相手方 東京都町田市中町一丁目25番9号 システム・ハウジング株式会社 代表取締役 渋谷 俊彦 ○ 工期 契約確定の日から2020年2月14日まで 			
<p>問合せ先</p>	<p>(契約内容) 財務部 契約課長 山本 (工事内容) 財務部 営繕課長 田中 (事業内容) 都市づくり部 公園緑地課長 守田</p>	<p>電話</p>	<p>724-2523 724-1293 724-4398</p>

議案概要

議案名	第30号議案 室内プール改修工事請負契約の変更契約		
<p>【議案提出の目的】 室内プール改修工事において屋根の支持材の腐食が判明したことにより、支持材の改修及び大幅な屋根の改修が必要になったことから、請負契約の契約金額及び工期の変更契約を締結するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約金額の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約金額を 819,434,880 円から 905,904,000 円に変更する。 ○ 履行期限の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・ 履行期限について 2019 年 8 月 30 日を 2019 年 10 月 31 日に変更する。 ○ 主な追加工事の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根支持材の改修工事の追加及び屋根改修工法の変更 ・ エレベーター改修工事の追加 ・ 屋上防水改修工事の追加 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約） <p>【契約の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約目的 室内プール改修工事 ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 変更前の金額 819,434,880 円 変更後の金額 905,904,000 円 ○ 契約相手方 東京都町田市能ヶ谷四丁目 22 番 11 号 株式会社 イワヲ建設 代表取締役 鈴木 成彦 ○ 工 期 変更前の工期 契約確定の日から 2019 年 8 月 30 日まで 変更後の工期 契約確定の日から 2019 年 10 月 31 日まで 			
	<p>問合せ先</p>	<p>(契約内容) 財務部 契約課長 山本 (工事内容) 財務部 営繕課長 田中 (事業内容) 文化スポーツ振興部 スポーツ振興課長 石田</p>	<p>電話</p>

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第31号議案 室内プール改修給排水衛生設備工事請負契約の変更契約</p>		
<p>【議案提出の目的】 室内プール改修給排水衛生設備工事の工期を変更するため、変更契約を締結するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 履行期限の変更 ・ 履行期限について2019年8月30日を2019年10月31日に変更する。</p> <p>【議案の法的根拠】</p> <p>○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）</p> <p>【契約の概要】</p> <p>○ 契約目的 室内プール改修給排水衛生設備工事 ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 400,356,000円 ○ 契約相手方 東京都立川市柴崎町三丁目5番1号 ヤマト・鶴川特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社 ヤマト 多摩営業所 所長 矢野 祥教</p> <p>○ 工 期 変更前の工期 契約確定の日から2019年8月30日まで 変更後の工期 契約確定の日から2019年10月31日まで</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>(契約内容) 財務部 契約課長 山本 (工事内容) 財務部 営繕課長 田中 (事業内容) 文化スポーツ振興部 スポーツ振興課長 石田</p>	<p>電話</p>	<p>724-2523 724-1293 724-4036</p>

議案概要

議案名	第32号議案 室内プール改修空気調和設備工事請負契約の変更契約		
<p>【議案提出の目的】 室内プール改修空気調和設備工事の工期を変更するため、変更契約を締結するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 履行期限の変更 ・ 履行期限について2019年8月30日を2019年10月31日に変更する。</p> <p>【議案の法的根拠】</p> <p>○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）</p> <p>【契約の概要】</p> <p>○ 契約目的 室内プール改修空気調和設備工事 ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 463,320,000円 ○ 契約相手方 東京都中央区新川一丁目17番21号 三建・渡辺特定建設工事共同企業体 代表者 三建設備工業株式会社 東京支店 常務執行役員支店長 赤瀬 宏司</p> <p>○ 工 期 変更前の工期 契約確定の日から2019年8月30日まで 変更後の工期 契約確定の日から2019年10月31日まで</p>			
問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 山本 (工事内容) 財務部 営繕課長 田中 (事業内容) 文化スポーツ振興部 スポーツ振興課長 石田	電話	724-2523 724-1293 724-4036

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第33号議案 室内プール改修電気設備工事請負契約の変更契約</p>		
<p>【議案提出の目的】 室内プール改修電気設備工事の工期を変更するため、変更契約を締結するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 履行期限の変更 ・ 履行期限について2019年8月30日を2019年10月31日に変更する。</p> <p>【議案の法的根拠】</p> <p>○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）</p> <p>【契約の概要】</p> <p>○ 契約目的 室内プール改修電気設備工事 ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 191,727,000円 ○ 契約相手方 東京都町田市鶴川一丁目3番地53マンション芝白金3B101 株式会社 柿生電設 代表取締役 岩立 省吾</p> <p>○ 工 期 変更前の工期 契約確定の日から2019年8月30日まで 変更後の工期 契約確定の日から2019年10月31日まで</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>(契約内容) 財務部 契約課長 山本 (工事内容) 財務部 営繕課長 田中 (事業内容) 文化スポーツ振興部 スポーツ振興課長 石田</p>	<p>電話</p>	<p>724-2523 724-1293 724-4036</p>

議案概要

議案名	第34号議案 町田市公共下水道事業に関する業務委託契約を変更する契約																
<p>【議案提出の目的】 国の2018年度第二次補正予算に伴う対象事業の実施及び2018年度における下水道工事の工期延長に伴い、町田市公共下水道事業に関する業務委託契約の内容及び期間を変更するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 変更理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の2018年度第二次補正予算に伴う対象事業として、2019年度に予定していた事業を前倒しして行うため、契約金額及び履行期限を変更するものです。 ・2018年度業務委託のうち一部の工事案件において、既設他企業埋設物の移設に関する調整に時間を要していることから、工期内完了が困難となり、業務委託契約の履行期限を変更するものです。 <p>○ 業務委託概要</p> <p><追加事業></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">工事件名</th> <th style="width: 40%;">内 容</th> <th style="width: 30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鶴間四丁目雨水枝線工事</td> <td>開渠 1,900 mm×1,000 mm 約 147m</td> <td>93,000 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p><契約金額></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">変更前</th> <th style="width: 50%;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>595,000 千円</td> <td>688,000 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p><履行期限></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">変更前</th> <th style="width: 50%;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2019年3月31日</td> <td>2020年3月31日</td> </tr> </tbody> </table> <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議案に付すべき契約） <p>【契約の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約目的 公共下水道事業計画区域内における污水管及び雨水管整備事業の一部の業務委託契約の変更 ○ 契約金額 変更前の金額 595,000,000円 変更後の金額 688,000,000円 ○ 契約相手方 東京都八王子市子安町四丁目7番1号 公益財団法人 東京都都市づくり公社 理事長 大原 正行 ○ 契約期間 変更前の期間 2018年4月1日から2019年3月31日 変更後の期間 2018年4月1日から2020年3月31日 				工事件名	内 容	金 額	鶴間四丁目雨水枝線工事	開渠 1,900 mm×1,000 mm 約 147m	93,000 千円	変更前	変更後	595,000 千円	688,000 千円	変更前	変更後	2019年3月31日	2020年3月31日
工事件名	内 容	金 額															
鶴間四丁目雨水枝線工事	開渠 1,900 mm×1,000 mm 約 147m	93,000 千円															
変更前	変更後																
595,000 千円	688,000 千円																
変更前	変更後																
2019年3月31日	2020年3月31日																
問合せ先	下水道部 下水道整備課長 野田	電話	724-4296														

議案概要

議案名	第35号議案 町田市公共下水道事業（2019年度）に関する業務委託契約
-----	-------------------------------------

【議案提出の目的】

公共下水道事業計画区域内における污水管及び雨水管の整備事業の一部について、業務委託契約を締結するものです。

【議案の内容】

○ 市街化区域の污水管整備及び浸水被害を軽減させるため、雨水管整備の促進を図る事業の一部を公益財団法人東京都都市づくり公社へ委託するものです。

○ 業務委託概要

＜污水管渠整備事業＞

工事件名等	内 容	金 額
污水枝線工事（道路関連事業）	道路管理者指示による移設工事など 約540m	124,000 千円
実施設計（道路関連事業）	道路管理者指示による移設工事などの設計 約2,000m	24,000 千円
合計		148,000 千円

＜雨水管渠整備事業＞

工事件名等	内 容	金 額
雨水管整備調査設計	浸水対策に伴う雨水管整備調査設計 約900m	28,000 千円
雨水管整備試験掘・地質調査	将来工事に伴う事前調査	28,000 千円
支障処理	工事に伴う他企業管移設補償	25,000 千円
家屋調査・補償	工事に伴う家屋調査・補償	10,000 千円
合計		91,000 千円

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）
- 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議案に付すべき契約）

【契約の概要】

- 契約目的 公共下水道事業計画区域内における污水管及び雨水管整備事業の一部の業務委託契約
- 契約方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約
- 契約金額 239,000,000 円
- 契約相手方 東京都八王子市子安町四丁目7番1号
公益財団法人 東京都都市づくり公社
理事長 大原 正行
- 契約期間 契約確定の日から2020年3月31日まで

問合せ先	下水道部 下水道整備課長 野田	電話	724-4296
------	-----------------	----	----------

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第36号議案 市道路線の認定について</p>		
<p>【議案提出の目的】 開発行為により築造された道路、私道の移管を受けた道路および築造予定の都市計画道路を市道として認定するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 南2331号線その他の合計16路線 総延長859mを市道として認定します。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 道路法第8条第1項及び第2項(市道路線の認定)</p>			
<p>議案名</p>	<p>第37号議案 市道路線の廃止について</p>		
<p>【議案提出の目的】 道路として機能のない路線および境川金森調節池の整備予定地内に存する路線を廃止するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 南40号線その他の合計8路線 総延長584mの市道を廃止します。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 道路法第10条第1項及び第3項(市道路線の廃止)</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>道路部 道路管理課 許認可・用地管理担当課長 水野</p>	<p>電話</p>	<p>724-1154</p>

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第38号議案 生活保護法第78条に基づく徴収金に係る訴訟の提起について</p>		
<p>【議案提出の目的】 被告が不正に受給した生活保護費の返還を求めため、生活保護法第78条に基づく徴収金に係る訴訟を提起するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 生活保護費を不正に受給した者に対し、支給済みの生活保護費 3,635,663 円の返還を求めて訴訟を提起するものです。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第96条第1項第12号（訴えの提起） ○ 2014年7月1日改正前の生活保護法第78条（費用の徴収）</p> <p>【経緯】 ○ 被告は、生活困窮を訴え、2001年1月15日から2012年6月7日までの期間に町田市から生活保護を受給しておりました。しかし、2010年1月から2011年10月までの期間に就労収入があったにもかかわらず、この申告をせず、生活保護費を不正に受給したものです。 ○ これまで町田市では、不正に受給した生活保護費の返還を求めて、被告に対し督促及び催告を続けてまいりましたが、未だに返還がないため訴訟を提起するものです。</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>地域福祉部 生活援護課長 林</p>	<p>電話</p>	<p>724-4043</p>

議案概要

議案名	第39号議案 包括外部監査契約の締結について		
【議案提出の目的】	2019年度の包括外部監査契約を締結するものです。		
【議案の内容】	○ 町田市では、2007年4月から市政運営のチェック機能を強化し、市政の透明性の向上を図るため、包括外部監査制度を導入しています。市の組織に属さない公認会計士等の外部の専門家が、市長との契約に基づき、町田市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理のうち必要と認める特定のテーマを選定し、監査を行うために契約をするものです。		
【議案の法的根拠】	○ 地方自治法第252条の36第2項		
【契約の概要】	○ 契約目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告		
○ 契約金額	11,000,000円を上限とする額		
○ 契約相手方	住所 東京都三鷹市下連雀三丁目38番4号三鷹産業プラザ303号室 氏名 青山 伸一 資格 公認会計士		
○ 契約期間	2019年4月1日から2020年3月31日まで		
【過去の実績】			
年度	包括外部監査人	テーマ	契約金額
2018年度	辰巳 英城	物品等の管理に関する財務事務の執行について	12,000,000円
2017年度		防災に関する財務事務の執行について	12,000,000円
2016年度		町田市の子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について	12,000,000円
2015年度	宮本 和之	町田市の小学校・中学校等に関する財務事務等の執行について	12,000,000円
2014年度		委託に関する事務の執行について	12,000,000円
2013年度		債権の管理等に関する事務の執行について	12,000,000円
2012年度	伊東 敏	介護保険等に関する事務の執行について	13,500,000円
2011年度		ごみ処理に関する事務の執行について	13,500,000円
2010年度		施設の管理運営について-行政コストの実態と受益者負担のあり方-	15,000,000円
2009年度	野辺地 勉	下水道事業等について	17,000,000円
2008年度		補助金等について	17,000,000円
2007年度		土地の取得、処分及び管理等について	17,000,000円
問合せ先	政策経営部 経営改革室課長 高橋	電話	724-2503

議案概要

議案名	第40号議案 指定金融機関の指定について		
<p>【議案提出の目的】 2019年7月1日から新たに市の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせるための指定金融機関の指定を行うものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 指定金融機関 株式会社 きらぼし銀行 ○ 指 定 期 間 2019年7月1日から2021年6月30日まで ※ 現在の指定金融機関である株式会社横浜銀行との契約は2019年6月30日をもって満了となります。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第235条第2項（金融機関の指定） ○ 地方自治法施行令第168条第2項（指定金融機関等）</p> <p>【過去の実績】 ○ 2003年7月から次の2行により2年ごとに輪番 ・八千代銀行（現きらぼし銀行） ・横浜銀行</p>			
問合せ先	会計課長 鎌田	電話	724-2196

議案概要

議案名	第41号議案 町田市表彰条例に基づく一般表彰の同意方について
-----	--------------------------------

【議案提出の目的】

2019年度一般表彰の対象者について、議会の同意を求めるものです。

【議案の内容】

- 市民又は町田市に関係ある個人若しくは団体で、市政の振興、公共の福祉の増進、文化の向上などに多年にわたり尽力し、またはこれらに関する公務に協力し、その業績が顕著な方々を表彰するものです。
- 今回の一般表彰の該当者は、個人58名、団体6組、合計64件です。

<該当者内訳>

	個人 (連名含む)	団体	計
市立学校の児童生徒の健康管理及び保健指導に尽力	5	/	5
民生委員・児童委員兼社会福祉委員として地域福祉活動に尽力	10	/	10
高齢者福祉政策及び介護保険政策の推進に尽力	1	/	1
消防団員として災害防止活動に尽力	7	/	7
自主防災組織として地域の防災活動に尽力	/	4	4
地域自治の振興に尽力	3	/	3
児童福祉の振興に尽力	1	/	1
青少年の健全育成活動に尽力	3	/	3
社会教育委員として社会教育の振興に尽力	1	/	1
体育の振興に尽力	6	1	7
文化芸術の振興に尽力	/	1	1
保護司として住民の福祉向上に尽力	7	/	7
人権擁護委員として人権擁護活動に尽力	5	/	5
明るい選挙推進委員として選挙の啓発活動に尽力	2	/	2
市の公益のために寄附	7	/	7
計	58	6	64

【議案の法的根拠】

- 町田市表彰条例第3条

問合せ先	政策経営部 秘書課長 市川	電話	724-2100
------	---------------	----	----------



この冊子は、350部作成し、1部あたりの単価は254円です（職員人件費を含みます）。